

No. **150**

2021. 冬号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



日の出と駒ヶ岳ロープウェイ（駒ヶ根市）



長野県行政書士会

70
th
ANNIVERSARY

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 「日の出と駒ヶ岳ロープウェイ」(駒ヶ根市)

中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイは、標高 2612m の千畳敷まで通年運行しています。

1月1日、2日は、天候に恵まれると、ちょうど富士山の真上に日が昇る「ダイヤモンド富士」を眺めることができます。

(写真提供：中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイ)



目次

新年あいさつ	・長野県知事 阿部守一 …………… 2
各部長あいさつ	・会長 山本準一 …………… 4
	・総務部長 宮下幸吉 …………… 6
	・農林建設部長 赤羽公彦 …………… 7
	・運輸交通部長 大槻四郎 …………… 8
	・国際部長 春日博幸 …………… 9
	・環境生安部長 清水 博 …………… 9
	・研修部長 岡田忠興 …………… 10
	・法務部長 柳澤 誠 …………… 11
	・広報監察部長 和田英幸 …………… 12
	・ADRセンター長 和田英幸 …………… 13
	・(一社)コスモス成年後見サポートセンター 長野県支部長 大槻四郎 …………… 14
年 賀	・ …………… 16
関東地方協議会連絡会	・関東地方協議会連絡会に参加しました…………… 17
事 業 報 告	・研修会報告…………… 18
	・特定行政書士法定研修の受講と考査を終えて…………… 19
	・特定行政書士認定試験にやっと合格した…………… 19
	・行政書士 ADR センター研修会報告 …………… 20
業 務 提 携	・(一財)建設業情報管理センター (CIIC) との業務提携について …………… 23
業 務 資 料	・Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録の行政書士専用申請ページについて …… 25
	・東京出入国在留管理局における申請予約システムの利用開始について…………… 26
	・字光式照明器具の取扱について…………… 30
	・建設業法施行規則第7条第1号の解釈、押印廃止の取扱い等に係る 国土交通省への確認事項の報告について …………… 32
	・建設業法に基づく許可申請等の申請書類への押印廃止について…………… 33
	・電子化された自動車検査証の仕様に関する報道発表 について (周知) …………… 34
	・「規制改革実施計画」等に基づく押印等見直しに伴う自動車登録等関係事務の 取扱いについて …………… 35
	・自動車保管場所証明申請書等への押印廃止について…………… 38
	・道路運送法、貨物自動車運送事業法等に係る申請・届出等の手続における 押印・署名のあり方の見直しについて (周知) …………… 38
	・押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令の 施行について (通知) …………… 41
お 知 ら せ	・長野県行政書士会会則施行規則の一部改正について…………… 43
	・行政書士無料相談について…………… 45
	・斡旋物一覧・長野県収入証紙の販売について・行政書士業務を廃止される方へ…………… 46
	・会員専用ページの ID・パスワードについて …………… 47
	・ …………… 48
会 議 報 告	
支 部 だ よ り	・災害時における被災者支援に関する協定書について…………… 52
長野県行政書士 政治連盟のページ	・新年のご挨拶…………… 53
	・日政連の広角的活動を求めての長野県の政連活動…………… 54
	・千曲市長・市議会議長を表敬訪問…………… 55
会 員 の 動 き	・入会・退会・単体会変更・ご逝去…………… 56
編 集 後 記	・ …………… 56



新春を迎えて

長野県知事 阿部 守一

新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

県民の皆様には、旧年中、県政の推進に対して格別の御支援助と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「ONE NAGANO」の合言葉のもと、令和元年東日本台風災害からの復旧・復興を加速させるとの思いを持って2020年をスタートしました。

しかし、1月下旬から新型コロナウイルス感染症への対応が始まり、4月には、全国的な感染の拡大により緊急事態宣言が発出される事態となりました。県内においても3度にわたって感染拡大の波が押し寄せ、年間を通じて未知の感染症に立ち向かった一年でした。

この間、県民の皆様には幾重にもわたる感染防止対策をお願いしてまいりましたが、その都度、積極的に御協力をいただきましたことに、この場を借りて心から感謝申し上げます。加えて、昼夜を分かたず、最前線で感染症と闘っている医療従事者の皆様、県民生活の維持に不可欠な仕事に携わっている皆様にも厚く御礼を申し上げます。

引き続き、県民の皆様の命と健康を守るため全力を尽くしてまいります。

コロナ禍の状況においても、県民の皆様が、明日への希望を持って安心して暮らしていただくことができるよう、今年は次の5点に注力しながら県政運営にあたってまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応については、状況に応じた機動的な対策をとり、県民の皆様の命と健康を守るため最善を尽くしてまいります。医療機関をはじめ関係の皆様の御協力をいただきながら、診療・検査や医療・療養体制をこれまで以上に充実します。あわせて、県内企業の皆様の支援する施策を総動員し経済を支えるとともに、雇用の維持・確保にも積極的に取り組んでまいります。

次に、東日本台風災害等からの復旧・復興を速やかに進め、災害に強い県土づくりを推進します。今もなお、多くの被災された皆様が仮設住宅で暮らしておられます。このような方々の思いに寄り添い、生活と生業の再建に最大限の支援を行ってまいります。あわせて、災害の教訓を踏まえ、市町村と協力して、県民の皆様の防災意識の向上と避難対策の充実に取り組んでまいります。

三点目は、アフターコロナも見据えた未来への投資です。コロナ禍で生じてきた地方回帰の

動きは、毎年「移住したい県 No.1」と評価されている長野県にとっての好機です。二地域居住者、IT人材の呼び込みや、「働く」と「暮らす」をセットにした移住施策を展開するとともに、生産性の高い企業や気候変動対策に率先して取り組む企業の誘致など、成長期待産業の立地を支援してまいります。

四点目は、デジタル技術とデータの活用を通じて生産性の向上、組織の変革等を進める「長野県 DX（デジタル・トランスフォーメーション）戦略」の具体化です。市町村と協力して行政の業務自動化を進めるとともに、子どもたちの学びの環境の ICT 化も一層推進します。また、専門家のサポートや企業と行政との協働により、県内企業の生産現場等における DX を強力に促進します。

最後に、2050 ゼロカーボンの実現に向けた取組の推進です。建築物のゼロエネルギー化や再生可能エネルギーの普及拡大を推進するため、「長野県ゼロカーボン戦略」の策定に取り組みます。エシカル消費や産業イノベーションなどの新たな視点も加え、市町村や事業者、次世代を担う若者など多くの皆様との意見交換を通じて実効性ある対策をとりまとめ、持続可能な社会づくりを推進してまいります。

4月には、「長野県立美術館」がリニューアルオープンします。これまで全国で巡回開催されてきた「東山魁夷唐招提寺障壁画展」の最終回を飾る企画展をはじめ、近代・現代の名品を紹介する展覧会など、魅力ある企画を多数予定しております。ぜひ多くの皆様に足を運んでいただきたいと思っております。

結びに、本年が新型コロナウイルス感染症の克服に向けて大きく前進する年となること、そして、今年一年の長野県行政書士会会員の皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

会長 山本 準一

あけましておめでとうございます。希望に満ちた令和3年の丑年が幕開けとなり、会員各位におかれましては益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

昨年は年初から世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症の拡大というコロナ禍から始まりコロナ禍で終わった一年でした。そしてこの影響で様々なイベント・行事などが次々と縮小、自粛、中止され、本会の定時総会も予定されていた開催日程については理事会で苦渋の決断で中止し、その後の対応については執行部に一任されました。

日行連や関地協の各单位会、他士業の総会等の状況を参考にしながら検討した結果、緊急事態宣言解除後、感染拡大が小康状態になった6月17日に感染防止対策を講じ、必要且つ最小限度の人数で開催しました。

会則第37条の規定に基づき、代議員の委任を受けた各支部の代表の指定代理人の代議員に出席を頂き、各代議員から議案の表決書兼委任状を持参のうえで闊達な審議がなされ、無事に総会を終了することができました。改めて代議員並びに関係各位に感謝申し上げます。

今回の総会において最も重要な議題は第4号議案「支部の再編について」であります。支部再編に向けての検討の経緯については平成20年に本会において「あり方検討委員会」が設置され、2年かけて幾つかの課題について検討・協議が行われました。当時私は委員の一人でしたのでその協議内容と経緯については把握しています。

「本会理事・監事の定数及び選出方法」、「代議員制度」、「本会組織の在り方」、そして一丁目一番地の課題である「支部組織の在り方」については現状の8支部を5支部に再編することが望ましいとの提言が示されました。本会ではそれらの報告を受け、時間をかけて粛々と課題について検討を重ね、支部の再編以外の課題については概ね実行に移されております。

本会の会員数は昨年4月1日現在で968名ですが、ピーク時の平成7年前後は1300名を超えており、全国の単位会で8番目の会員数で、関地協でも神奈川会、千葉会よりも多く埼玉会と同じくらいでありました。本会の各支部の現状をみますと数か所の支部では当時に比べ40%以上の会員が減少し、予算面や役員の人選等で厳しい支部運営を余儀なくされている状況が見られます。また、支部事務局があるところないところ、事務局職員がいるところいないところ。そして支部会費が安いところ高いところといった支部間格差があり、ひいてはそれが会員間格差に繋がっています。今、執行部に託された使命は本会の十年先を見据えたグランドデザインを掲げて抜本的な対策を講じることです。既に実行されている支部支援策の一つとして、支部会費を本会が本会会費とともに一括徴収する形で回収し支部に送金し、支部の事務処

理、回収業務の負担軽減の支援をしています。また、昨年度からは各支部への交付金を一人当たり 1000 円増額し、年間 14000 円とし円滑な支部運営が図れるように協力しております。

こうした支部再編に向けての取り組みを着々と進め、集大成として、令和 4 年 4 月 1 日に 5 つの支部に再編する議案が総会にて上程され、賛成多数で可決決定となりました。

佐久支部と上田支部が「東信支部」、北信支部と長野支部が「北信支部」、伊那支部と飯田支部が「南信支部」、そして松本支部が「中信支部」となります。諏訪支部はそのまま「諏訪支部」という名称で唯一単独で残りました。既に県知事の認可も下りて、再編の該当支部では来年 4 月 1 日のスタートに向け、再編協議会が発足して具体的な協議が開始されています。

昨年は長野県からの要請により、コロナ禍で影響を受けている個人事業者、中小企業等に持続化給付金の申請や家賃支援給付金の申請のサポートをするため、各支部から専門支援員を派遣しています。本年 3 月末まで延長しての支援活動となりますが、各専門支援員の皆さんには引き続きご協力頂きますようお願いいたします。

今年は 1 月より長野県からの委託事業で「長野県外国人材受入企業サポートセンター」を開設し、人材難のために苦慮している地域の中小企業のサポートを行っていく予定です。また業務対策に関する部署、デジタル化を推進する部署を新たに設置し、来るべく時代に対応した組織構築を実施する予定です。そして愈々 6 月から行政書士法の一部改正 3 項目が施行されます。これからも行政書士が付加価値の高い業務を遂行できるように、組織としての弛まない活動をしてまいる所存ですので、よろしくをお願いいたします。

結びに、会員の皆さまにはこのコロナ禍において何よりも健康に留意され、ご活躍されますことを心よりご祈念申しあげまして、新年のご挨拶といたします。

各部長あいさつ



総務部の活動報告

総務部長 宮下 幸吉

新年明けましておめでとうございます。

平素の、当会の運営につきましては、ご理解とご支援を賜りまして御礼申し上げますと共に、皆さま方の益々のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げます。

さて、振り返って見ますと、一昨年は、台風19号による水害に見まわれ、そして、昨年は、年初より国内のみならず世界中が恐怖で混乱をまねいた、未だに先の見えないコロナウィルス感染拡大が挙げられ、現在も継続して居る状況で有ります。

日行連を始め、当会に於いても、新年賀詞交歓会が中止され、又、定期代議員大会も日行連では、書面決議で執行されましたが、当会では、6月開催された定時総会は各支部から選任された代表代議員による異例の措置が執られ、過去に経験のない状況下での総会では有りましたが、提議された議案について可決承認され、令和2年度事業執行の運びとなりました。

今回の提案案件の第4号議案では、平成22年3月16日「長野県行政書士会在り方検討委員会」より、諮問事項に対する報告事項で懸案となって居りました、支部の統合案件で有ります。

議案書にお示し致しましたように、現行では8支部で組織されて居りますが、区域の統合により、地域ブロック単位での、名称が東信・諏訪・南信・中信・北信の5支部となり

ます。

定時総会で可決承認され、それに伴う、会則改正については、令和2年8月3日長野県知事認可がされましたので、該当支部間においては、協議会等を開催し、令和4年4月1日の施行に向け活動して居ります。

又、10月15日、Web会議で開催された日行連全国総務部長会議での議案は、「社員が一人の行政書士法人設立等」並びに「注意勧告規定」に伴う各单位会の会則改正等対応策についての提案で有りました。

注意勧告規定については、当会会則施行規則第12条の総務部の役割「会員の倫理に関する指導連絡及び苦情処理に関する事項」に関連し、綱紀案件に発展しうる危険事案への事前防御策として位置づけられ、日行連側からは、特に年会費未納者に対して勘案された案件ですが、当会としては、納入期日の経過した会員には督促状送付等により注意勧告措置を現行で実施して居ります。

社員が一人の行政書士法人設立等案件につきましては、日行連の具体的なマニュアルに基づき当会の会則改正整備も課題となって居ります。

昨今の社会経済情勢の変化に対応できるよう、行政書士の社会的地位の向上を図るため、新たな職域を開発し、職域の確保及び新規業務の拡充等を目的とした業務対策部（仮称）や、社会経済のデジタル化に対応し、行政書士業務のデジタル化や、情報通信技術に関する調査、研究及び研修をし、本会における会務及び会議、研修等のデジタル化を担うデジタル推進部（仮称）等の立ち上げに関する組織再編が、山本会長より起案されて居りますので、この件についても、総務部会の議

題として検討して行きたいと考えて居ります。

苦情案件につきましては、昨年は残念ながらゼロ件とは成りませんでした。今年もゼロ件を目指し、会務を遂行して参りたいと考えて居りますので、会員各位におかれましても、改めて云うまでも有りませんが、行政書士倫理綱領の5項目の中でも、1行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。並びに、3行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。に特段の心掛けを戴きたくお願い致します。

今後とも更なる、健全な長野会運営が継続出来ますよう皆さま方のご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。



農林建設部 業務推進活動

農林建設部長 赤羽 公彦

明けましておめでとうございます。

御承知のとおり新型コロナウイルスがパンデミック状態で波及した結果、研修等の中々出来にくい現状にあり、本会の執行部としても積極的進言の出来得ない実績にあったことは否めない現実がある。

当部会としては2度の部会を開催し、部会としての具体的活動と県本庁と地域振興局、市町村の行政書士業務への関係強化及び新規事業への動き等々につき議論を重ねて参りました。

昨年本庁の林務部長井出英治氏に会談を申し込み県議会中にも拘らず40分間程時間を御取り戴き行政書士の林業関係業務の可能性につき要望させて戴きました。林業に関しては県も市町村も人員不足があり、各市町村に

業務が振られる可能性の御示唆を頂戴致しました。このことは行政書士が各市町村への林業に関する関わりを含め森林組合への直接的接触、交渉の必要性も強く感ずるところであります。又、上伊那地域振興局長佐藤公俊氏に会談を求め1時間半程の御時間を戴き非行政書士業務の横行排除に向け県庁職員の意識向上と建設業許可への監視等々、又行政書士業務の新しいパンフレットを御渡し御理解を求め、朝礼等に於いて上記説明をし非行政書士業務について不法なるが故、しかと心する様御指導をして頂けるとの御解答を得ました。

又建設事務所長米倉剛氏にも直接御目にかかり非行政書士の動きを止めるべく行動して欲しい旨要請し御理解を得ました。上島聡部員に同行して戴き後押しして頂きました。

そして、佐久地域振興局長吉沢久氏との会談も1時間程させて戴き非行政書士の動きの排除に向けての御要請を申し上げ御理解を得ました。又佐久としてから松の利用が売りとなっている旨の御話を頂戴致しました。

林務課担当者とも御話し森林活用についての可能性を御示唆頂きました。

建設事務所長さんは御留守で課長補佐に非行政書士の横行を避けるべく動きを求めました。藤森啓志部員の後押しがありました。

又伊那市の森林関係に関する動きに顕著なものがあり森林活動に関し全国13市町村に選ばれ積極的動きをされている説明を戴きました。伊那市農林部耕地林務課、50年の森林推進室那須野裕氏及び建設部都市整備課計画係主査澤田勇佑氏に丁寧な御説明を戴きました。

尚、県本庁農政部農村振興課から農業継続補助金についての業務依頼があり11月9日に農村振興課課長補佐城取和茂氏と主任脇本有希氏とその内容について具体的説明を受け

るべく奈良木利邦副部長と御会いました。県担当者として行政書士業に対する認識に少しく疑問を感じずる内容でありました。農業継続支援に関する案件は約 400 件あり 1 件につき手数料 2,000 円とのことであり、全ての書類が準備されている申請ではなく、相当の時間を要することが判明したので農林建設部会で検討する旨伝え、11 月 25 日に部会を開催し受託するに足りるか議論致しました。

部会としては、今行政書士が経産省で出している持続化給付金の様な対応であることが受託条件であるとの結論となりました。

11 月 30 日に再度県農村振興課へ出向き行政書士業務の御理解を戴き、投げ掛けについて熟考して欲しい旨伝えました。今年 1 月 15 日から申請が始まるとのことで時間のない中でもあり、県の業務依頼を安易にお断りするものではないことを力説し再考を求めました。



OSS 申請実施後の 取り組む課題

運輸交通部長 大槻 四郎

新年明けましておめでとうございます。

昨年は長野県における OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）開始元年となりましたが、OSS の長野県における実施状況は各業界とも様子見で始まり、5 月頃からようやく実績が出始めましたが、進捗状況はまだまだといったところでしょうか。

丁種封印につきましては、他府県の丁種出張封印を行う会員と再々委託が可能になったことを受け、丁種出張封印の稼働率が思った以上に増加してきています。他府県及び遠隔地の丁種会員と確認書を交わし、再々委託に

より会員間での封印の送付が可能になったこと並びに OSS 申請が可能ことを受け、丁種会員の事務所で全国（再々受託を認めていない県を除く。）の陸運事務所への自動車の登録申請と出張封印の取り扱いが可能になりました。

このように、OSS 申請並びに封印権の拡大は、自動車の中間登録は行政書士だけが業として代理申請を行える訳ですが、これこそが行政書士が OSS の推進役になる理由であり、行政書士の地位確立と業務拡大を目指す絶好の機会であると思います。

いずれにしましても、運輸交通部が取り組む課題は、OSS 申請・OSS 継続検査の代理人申請、軽自動車の OSS 登録の代理人申請等の各業務を行政書士が代理人として実施することができる環境づくりです。

また、従来業務の『車庫証明』に関しましては、平成 30 年に第 1 回「自販連との意見交換会」を実施し、令和元年に第 2 回「自販連との意見交換会」をつうじて、OSS 開始に向けて着実に OSS 申請の稼働率を上げていくため、自販連様より協力依頼がありました。

本会におきましては、今後もコロナ対策を十分行い、自動車関連団体と意見交換の場を作りながら協力関係を築いていきたいと考えています。会員におかれましては、関係販社・ディーラー様、自動車販売・修理・車検業者様との協力関係を強化して OSS 代理人申請並びに委任状による車庫証明の受任増に励んでいただきたいと思います。

最後になりましたが、今年 1 年が会員の皆様にとって飛躍の年となりますようご祈念申し上げます。



本年の課題

国際部長 春日 博幸

あけましておめでとうございます。昨年は新型コロナウイルス感染症拡大のために年度当初に掲げた活動計画を予定通りに行うことができませんでした。先行きが不安な状況下ではありましたが、長野県からの受託事業である「外国人材受入企業サポートセンター」（以下、サポートセンター）設置に力を注ぎ、本年1月13日に開所することができました。

サポートセンターの事務局を長野県行政書士会館の2階に設置し、サポートセンター専属の事務職員を配置して専用の電話・FAXがあります。サポートセンターの業務内容は、各企業において外国人材を雇用する検討段階から在留資格に係わる制度や様々な手続助言や支援を行うことです。具体的には、

- ①高度な専門知識・技術を有する外国人、特定技能、技能実習、外国人留学生のアルバイト及び特定活動等の受入方法
- ②各種在留資格に関すること
- ③労務管理、受入環境整備等に関すること
- ④その他、外国人材の受入れに関する相談で、助言及び支援が可能なもの

です。まず始めに今年は、社会保険労務士の先生にもご協力いただきながら、専門家リストの作成を進め、体制を整えていきます。同時にこの事業が有益に活用されるようにPR活動を行っていききたいと思います。

今後相談が多くなると思われる2019年4月に創設された新たな在留資格「特定技能」については、就労できる業種が特定14業種に限られており、さらに、対象の業種であっても就労できない職種があるために大変複雑

な在留資格です。入管業務を主に行っている行政書士であっても全ての理解するには時間がかかると思われます。まだまだ経験知が不足しており、企業に対して適切なアドバイスができるように研鑽を積んでいかななくてはなりません。定期的な研修会や勉強会の開催は不可欠であると感じております。

業務の内容から国際部が窓口になっておりますが、長野県行政書士会が長野県から受託した業務です。より良い事業に発展、継続していけるように、何とぞ皆さまのご指導、ご鞭撻賜りますようお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願い申し上げます。



環境生安部の活動について

環境生安部長 清水 博

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当部の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

当部の今年度の重点取り組みとして、令和2年4月1日から廃棄物関係許認可の窓口業務（申請書類の受理等（を従来の10地域振興局から4基幹局（環境・廃棄物対策課（に集約するという組織変更が行われ、それに伴う県庁の担当課及び新4基幹局との協議、情報交換を行うことにより、双方からの要望等を取りまとめ、業務が滞りなく進捗するよう図りたいと計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係で延期せざるを得なくなりました。

つきましては、この受付窓口の集約化に伴い、不便な点、問題点、良い点等何でも構い

ませんので意見を事務局に提出いただければ、今後の参考にできますのでありがたいと思います。

また、予定しておりました研修会等も中止とし、ほとんど活動ができませんでした。

当部で主に取り扱っている環境関係許認可業務、県警生活安全課に提出する生活安全関係許認可業務の取り扱い会員が概ね限定されてきているように思われます。まだ、まだ、多くの会員に参入していただきたいものです。

環境関係業務のエコアクション 21 認証や HACCP 制度化の指導等コンサル業務も有望と思われます。

エコアクション 21 セミナーは、現在新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2 年度のセミナーの実施予定はありませんが、安全になれば再開されると思います。

HACCP 制度化セミナーは、昨年 12 月初めに会員宛に通知にてお知らせしてありますが、令和 3 年 1 月 18 日（月に日行連が日本食品衛生協会の協力を得て web 配信の方法で実施する予定です。

許認可とは違った業務で面白いのではないかと考えております。

行政書士の専管業務は、ますます専門性の高い業務となっており、管轄する官庁からも専門的能力を期待されておりますので、コロナに負けず、持病に負けず、年齢に負けず、頑張りましょう。

会員の皆様のご健康と新しい年が明るく希望に満ちた年となりますようお祈り申し上げます。



研修部の活動報告

研修部長 岡田 忠興

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様、関係機関の皆様には日頃より研修部の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度のコロナ禍において、県本会各部で最も影響を受けたのは研修部ではないでしょうか。とはいえ、感染症対策に細心の注意を払いながら、活動を前に進める必要があると考え、年内はコロナ感染症対策研修会、特定行政書士法定研修・考査の支援業務を実施いたしました。また 3 月には、例年よりも規模を縮小、分散して新規登録者必須研修会を開催する予定です。

1 コロナ感染症対策研修会

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、事業計画では予定しておりませんでした。急遽 9 月 29 日に開催いたしました。コロナ禍では持続化給付金や家賃支援給付金等の申請サポートを通して行政書士の知名度が上がっています。特に、比較的新しく行政書士登録された会員の皆様にとっては業務獲得の機会でもあります。研修部の西澤秀友副部长、二瓶裕史部員、古谷豊部員の 3 名が講師を務め、各種給付金・補助金申請について分かりやすく解説いたしました。広報監察部にもご協力いただき、参加されなかった皆様にも本研修会の録画をご視聴いただけるようにする予定です。

2 特定行政書士法定研修・考査の支援業務

特定行政書士の資格取得のための法定研修・考査は日行連の主催事業です。本年度はコロナ禍のため、法定研修は初日第 1 講のみ

が集合研修（DVD 視聴）、その他はすべて日行連中央研修所研修サイト（VOD システム）を利用した e ラーニング方式で行われました。そして、例年どおり法定研修終了後、考査前に「特定行政書士研修考査対策セミナー」（解説及び問題演習）を独自に 6 時間開催しました。講師は私と渡邊博昭部員です。2 名がセミナーを受講され、両名とも考査に合格しています。長野会では昨年も全員（4 名）合格されましたので、2 年連続合格率 100% の実績となりました。今年度の合格者がそれぞれ、本会報に合格体験記を寄稿してくださいました。お読みいただき、多くの皆様に今後の受講を考えていただければ幸いです。

3 新規登録者必須研修会

3 月 5 日に本会会館で、同月 16 日には塩尻・えんぱーくを会場に開催する予定です。講師 6 名は昨年と同様に「オール研修部」です。例年は 2 日間にわたり、受講者が一堂に会して実施してきましたが、今回は 2 会場に分けて、それぞれ日帰りで行うことといたしました。この研修会では毎年、懇親会を催し、それが同期の絆を深める格好の機会となっていました。今年度はそれも断念せざるを得なくなりました。しかし、このような状況ではあっても、新規登録者の皆様にとっては、幅広い行政書士業務を俯瞰し、同期の皆さんと顔を合わせることができる得難い機会です。是非ご参加いただきたいと思えます。

4 おわりに

新型コロナウイルスの感染拡大は私たち行政書士の業務にも大きな影響を与えております。既存の仕組みを変える AI（人工知能）など社会の大きな動きと併せて、行政書士は「街の法律家」としての自己価値を上げることが一層求められるようになったといえま

す。研修部では今後、オンラインを併用するなど工夫を重ねながら、皆様の業務向上のお役に立てるよう努力してまいります。

最後になりましたが、皆様にとりまして実り多き 1 年となりますようご祈念申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



コロナ禍を乗り越えた先に向けて （法務部の課題）

法務部長 柳澤 誠

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年はコロナに始まり、コロナに終わった一年でありましたが、今年はいよいよワクチン接種も計画され、収束に向かって一筋の光が見え始めました。この多大な犠牲と混乱をもたらしたコロナ禍は、一方で大きな社会的な変革を引き起こす要因ともなりました。例えば Web 会議システムの浸透、申請手続きのオンライン化、電子決済の進展等です。

Web 会議システムは、遠隔地を結び会議を行うというだけに留まらず、会社に出勤しない働き方「テレワーク」、「work」と「vacation」を組み合わせた造語「ワーケーション」といった働き方そのものを変えものとなりました。ただし、現在のところは緊急避難的に導入された為、あくまでも情報共有の補助的なツールとしての扱いであります。今後、定款認証におけるテレビ電話方式の導入やオンライン株主総会の規制緩和が進められているように、その活用について法的な整備が進展するものと思えます。このような動きに対して本会法務部としても動向を注

視していきたいと思えます。

2つ目の申請手続きのオンライン化については、これまでも進められてはきましたが、法務局での登記事項証明書申請のように、オンラインと対面手続きのいずれかを選択できるような方式を採ることが多かった感があります。今回実施された持続化給付金、家賃支援給付金申請においては、オンライン申請限定でした。今後、政府機関での押印廃止の流れとともに各種許認可申請においてもオンライン申請が間違いなく加速していきます。しかしながら、持続化給付金申請等で不正な申請を行い高額な報酬を得る悪徳業者の存在も指摘されていました。また、これまで比較的オンライン手続きから縁遠いとされていた高齢者層においても、特別定額給付金申請やマイナポイント申請等でオンライン申請のメリットや受けられる利益の内容によっては、自らオンライン手続きを行おうとする傾向が見られました。これからのオンライン手続きにおいては、システムを作る行政側、利益を享受する国民の双方に、本人を代理し適正な申請を行うことができる行政書士の存在を強力に発信していく必要があるかと思えます。

最後の電子決済の進展ですが、コロナ対策として小売店での金銭の遣り取りを行わなくて済むことや提供事業者によるポイント付与によるお得感も後押しをして、利用が増加しています。ただ、一部事業者で問題となった不正利用の問題や、相続手続きにおいて暗号でロックされた端末や仮想通貨ではどのような対応ができるのかといった新たな課題も発生するものと思えます。

このようなコロナ禍を乗り越えた先の社会において発生する新たな法的な課題についても見通しを持って対応していく必要があるかと思えます。会員の皆様におかれまして

は、今後の本会法務部業務の方向性についてぜひご意見をお寄せいただければ幸いです。

最後になりましたが、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい一年となります様、お祈り申し上げます。



広報監察部の活動報告

広報監察部長 和田英幸

新型コロナウイルス感染拡大防止と経済対策により生活様式が変わり行政のデジタル化の進行で行政書士業務が大きく変化しようとしています。本年度の広報監察部予算も前年度予算比 83.4%と大幅に縮減し、今後、行政書士会の広報活動及び広報の方法なども費用対効果を考え大きく見直す時期に来ています。

また、監察活動については広報月間において農業委員会窓口の書類提出関係者への啓発活動を県農政課ご協力のもと行いました。次年度以降も効果の検証を行い継続していく必要があります。

さて、令和2年度の広報監察部の活動について、以下のとおりご報告いたします。

- 1 広報月間（ポスター配布、新聞広告）
- 2 監察活動（農業委員会への要望活動）
- 3 業務案内パンフレット2種類作成

裁判の話し合いによる
その前に
トラブル解決

お気軽にご相談ください！
こんなトラブル・お悩み
を解決いたしますか？

外国人 数人
外国人の結婚や
移住の申請に
ついて、または
申請に必要とす
る書類を揃えな
い行政書士に頼んで
書類が揃わなかったり
書類が揃ったとしても
申請が通らなかったり
するお悩みはありませんか？

パトカー 自動車
パトカーの申請や
申請に必要とす
る書類を揃えな
い行政書士に頼んで
書類が揃わなかったり
書類が揃ったとしても
申請が通らなかったり
するお悩みはありませんか？

ADRが解決をお手伝いします。
ADRとは、ADRセンターが仲立役となり、当事者間で話し合いを行い、互いに納得できる解決案を導き出すことができます。ADRは、ADRセンターが仲立役となり、当事者間で話し合いを行い、互いに納得できる解決案を導き出すことができます。

長野県行政書士会
〒950-0596
長野県長野市1-10-1
TEL: 026-224-1300 FAX: 026-224-1300
受付 平日10:00～16:00
相談 平日10:00～16:00（受付終了）
E-Mail: info@nagano-governor.or.jp

こんな時は
行政書士に
ご相談ください。

●遺言書にはどんなことが書けるの？
●相続手続きや、遺産分割協議書の作成は、どうしたらいいの？
●成年後見制度のことが知りたい。
●相続税に関する疑問や、相続税の計算方法を知りたい。
●相続税の申告書の作成について教えてほしい。
●外国人の在留申請や、永住、帰化の申請など、難しそうな申請がある。
●著作権の登録をしたいけれど、どうしたらいいの？
●建設業許可の取得や、入札の申請はどうやるの？
●会社を作りたいけど、まず何から始めよう？
●飲食店、スポーツ施設など開業するための届けや、自動車の名義変更、車庫証明の手続きを誰かにおまかせしたい。
●相続・ワンストップ申請業務を知りたい。
●契約書を作成してほしい。

頼れる街の法律家
行政書士

お気軽にご相談ください。

国際化社会 トランスの
準備 準備
生活設計 企業の
サポート
暮らしの
サポート

長野県行政書士会
〒950-0596
長野県長野市1-10-1
TEL: 026-224-1300 FAX: 026-224-1300
E-Mail: info@nagano-governor.or.jp

頼れる街の法律家 **行政書士** にご相談ください。

1 各種契約書と内容証明郵便の作成

- 中古車売買契約書、賃貸借契約書、保証書等の作成
- 内容証明郵便、手紙の送付代行サービス
- 各種契約書の作成・更新・解約
- 内容証明郵便の作成・送付

2 国際業務

- 駐在員の雇用契約書の作成・更新・解約
- 駐在員の給与計算代行サービス
- 駐在員の税金計算代行サービス
- 駐在員の保険料計算代行サービス
- 駐在員の年金計算代行サービス

3 法人

- 新設法人の設立代行サービス
- 既存法人の役員変更代行サービス
- 法人の登記・届出代行サービス
- 法人の解散・清算代行サービス

4 営業許可・事業

- 営業許可の申請・更新・廃止
- 営業許可の届出・届出済
- 営業許可の届出済
- 営業許可の届出済

5 建設業

- 建設業の許可・届出・届出済
- 建設業の届出済
- 建設業の届出済
- 建設業の届出済

6 土地利用

- 土地利用の許可・届出・届出済
- 土地利用の届出済
- 土地利用の届出済
- 土地利用の届出済

7 自動車・物流

- 自動車の許可・届出・届出済
- 自動車の届出済
- 自動車の届出済
- 自動車の届出済

8 相続手続きと遺言書作成

- 相続手続きの代行サービス
- 遺言書の作成代行サービス
- 遺言書の届出代行サービス
- 遺言書の届出済

オカー会館訪問レポート)
 9 行政書士会バックウォール設置
 (移動式)



など今後予定している企画を含め実施しております。

ホームページの活用においては、今後のデジタル社会を見据え、即時性を考慮して「お知らせ」「活動報告」「会員へのお知らせ」は随時事務局より更新している状況です。

本年も広報活動、監察活動に対して会員各位の尚一層のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

頼れる街の法律家 **行政書士** にご相談ください。

ADRセンター

ADRセンターとは、紛争を第三者の調停員が調停する仕組みです。ADRセンターは、紛争を第三者の調停員が調停する仕組みです。ADRセンターは、紛争を第三者の調停員が調停する仕組みです。

ADRセンターのメリット

- 費用が安い
- 手続きが簡単
- 迅速に解決できる
- 調停員が中立である

ADRセンターのデメリット

- 強制力がない
- 調停員が偏見を持っている可能性がある

ADRセンターの活用方法

- ADRセンターのウェブサイトから申し込み
- ADRセンターの電話から申し込み

ADRセンターの所在地

ADRセンターの連絡先

ADRセンターのウェブサイト

「ADRセンター」の事業報告

ADRセンター長 和田 英幸

新春を迎え会員各位にはそれぞれの目標に向かい希望に満ちたスタートを切れたことと拝察いたします。

令和2年は全世界に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動、社会生活に大きな変革をもたらしました。ADRセンター開始2年目に差し掛かろうとしている矢先のコロナ禍は事業に少なからず影響があったこともあり、これを機に利用者の利便性と手続実施者の確保について次の3点を課題として

- 4 テレビコマーシャル (ABN、TSB)
- 5 ラジオコマーシャル (SBC)
- 6 ホームページの充実 (随時更新)
- 7 行政書士 NAGANO 年 4 回発行
- 8 行政書士記念日 (2月22日新聞広告、2月15日 12:20 ~ の予定で SBC ラジ

検討してきました。

- 1、調停形式の柔軟性について
- 2、手続実施者の要件緩和について
- 3、申込手数料と出張手数料について

今後コロナ禍が継続することを想定し、リモートによる調停の研究、手続実施者研修会に参加している入会間もない行政書士会員が多いことから、登録5年要件（センター規則14条2項別表）を3年にすることの検討、トラブルを抱えている県民の皆様の負担を少しでも軽減するために、申立手数料1万円については当面無料とし、当事者の希望により遠隔地でおこなう調停にかかる経費（調停人の日当旅費）についても、当面、センターの負担とし実質無料とすることをセンター開所のキャンペーンとして実施することを検討しています。

センター開所2年目の本年度は、申立案件がなく相談のみ状況でしたが引き続き、広報活動と関係機関との連携を重視していきたいと考えております。会員の皆様から案件の紹介や情報提供をしていただければ幸いです。ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本年度は手続実施者能力向上研修を2回実施しています。ADR研修会で学んだ交渉術、傾聴、パラフレーズ、リフレーミング、ブレインストーミングなどのスキルを用いて各事務所の相談業務に活かしていただきたく研修会を企画していきますので多くの会員皆様のご参加をお待ちしております。

認証ADRセンターの設置は、社会貢献事業ですが日行連が取得を目指しているADR代理権獲得のステップとして位置付けられています。今後とも会員各位の尚一層のご理解ご協力をお願い申し上げ新年のごあいさついたします。

コスモスしなのの成年後見活動と今後の課題

（一社）コスモス成年後見サポートセンター
長野県支部長 大槻 四郎

会員の皆様は新しい年を迎え、昨年できなかった又はやり残した課題をやり抜くため、心新たに決意を固めていることと思います。

私がコスモスしなのの支部長をお引き受けして5年目になりました。お陰様で、今年1月にコスモス会員が50名に達しました。これからは会員数100名を目標に新たなステップを踏み出すこととなります。また、受任件数につきましては、昨年7月31日現在で、法定後見が69件（後見55件、保佐7件、補助7件）、任意後見が18件（発効前18件、発効後0件）であり、その後も法定後見・任意後見の受任もいくつか発生しています。

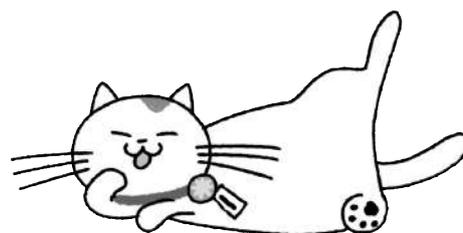
私たち行政書士が後見・保佐・補助人を引き受けるケースは市町村の社会福祉課又は地域包括支援センターから提出される案件がほとんどです。このような案件につきましては、我々専門職の手数料は多くを望めませんが、地域包括及びケアマネージャーさん達との信頼関係が構築されることにより、手数料が見込める案件について相談されるケースも散見されるようになってきました。

一方、近年『家族信託』がクローズアップされてきたため、我々行政書士にも『家族信託』に関する相談が増えています。その相談の中には、必ずしも家族信託ではなく、見守り契約・任意後見契約で充分可能であるケースもあります。家族信託は、遺言公正証書や任意後見契約だけでは賄えないケースについても、また成年後見制度の欠点をもフォローすることができる、優れた制度ですが、親子関係が複雑であると困難であり、委託者と受

託者の相互理解が確立されていることが条件となります。その点では、本人の意思によって締結できる任意後見契約は本人にとっても、我々専門職にとっても利用しやすい制度です。民民間の契約書の作成は、予防法学の知識を持った、我々行政書士の法定業務です。依頼者の依頼内容に法律的不備はないか、依頼者が気づいていないリスクが潜んでいないか、本人、家族の意向をくみ取り、本人、家族にわかりやすくフィードバックする役割を果たすことが求められます。

私たちコスモスの会員は、成年後見人の受任又は任意後見契約の締結及び受任にあたっては、被後見人に寄り添い、傾聴を心掛け、被後見人の財産管理及び身上監護の業務をおこなっています。難しい法律用語を駆使することなく、依頼者の目線で、本人の一番希望する方法を見極めていくことにより、相互関係を深めて、依頼者の日常生活を支援しています。

これからの超高齢化社会に向けて、若い行政書士の先生がコスモスに入会し、行政書士だからこそできる家族信託契約の活用と成年後見活動に取り組んでいただくことを切望し、入会をお待ちしております。



関東地方協議会連絡会

関東地方協議会連絡会に参加しました

副会長 赤羽 康志

令和2年11月19、20日の二日間の日程で、日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会が千葉県成田市のホテルマイステイズプレミア成田を会場に開催されました。長野会からは山本会長、松島副会長、宮下総務部長、赤羽が出席しました。

今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、開会から閉会までの全日程を各会場に分かれてWEB配信で行う形での開催となりました。

開会式で、中村利雄関地協会長、小泉一成成田市長、常住豊日行連会長にご挨拶をいただいた後、会長会、市民法務業務分科会、総務関係分科会に分かれて会議が行われました。

分科会終了後、銚子電気鉄道株式会社の竹本勝紀社長による『絶対に諦めない！地域と共に存続を目指す銚子電鉄の挑戦』と題した講演がありました。経営難のローカル線の存続のために様々なアイデアを駆使し、度重なる困難にも「楽しそうに」挑戦し続ける竹本氏のお話、コロナ禍を乗り越えるためのヒントをいただけたように感じました。

二日目の全体会議も各部屋に分かれてWEB配信で行われ、まず、各分科会の代表者から前日の会議の報告がありました。会長会からは、日本行政書士会連合会関東地方協議会会則の一部改正、業務連絡会設置規定の改廃について、市民法務業務分科会からは、特別定額給付金申請等新型コロナウイルス感染症防止対策支援に関する取り組みの実情と課題、自筆証書遺言保管制度への対応について、総務関係分科会からは、WEB会議について、行政書士法の一部改正に係る対応についての説明がありました。続いて、常住日行連会長より、令和2年度事業執行状況についての報告と、今後の事業計画推進にあたり新たに設置された法教育推進委員会、暴力団等排除対策委員会、権利擁護推進委員会についての説明がありました。最後に、日行連への意見・要望、質疑応答、意見交換が行われ、次年度当番会である茨城会の飯塚富雄副会長の閉会の言葉で全日程を終えました。



事 業 報 告

研 修 会 報 告

研修部 二瓶 裕史

一年前には想像もしなかった世の中になってしまいました。マスク越しでしか他人とコミュニケーションをとれず、多くの人が疑心暗鬼のなか生活をし、監視社会・自粛警察の横行する窮屈な毎日を強いられています。

行政書士として、県民のために何ができるか、一人ひとりが考えさせられた1年だったのではないのでしょうか。

そのような中、去る9月29日、会館において、新型コロナ対応の給付金及び補助金申請等に関する研修会が開催されました。新型コロナウイルス対策として、受講者数を制限し、感染防止を最優先に臨みました。

コロナ禍において、持続化給付金や家賃支援給付金、GoToトラベルなど、行政書士への期待が高まっています。通常業務も変わらずありますが、行政書士としてできることを精一杯することが、今後の行政書士の地位向上・職域確保につながるものと信じています。

研修は、「資金繰り支援」について長野支部の古谷豊部員、「給付金申請等」について伊那支部の二瓶、「経営環境の整備」について北信支部の西澤秀友副部長が担当しました。

制度を紹介するカタログ的な研修会になりましたが、それぞれ気づきも得ていただける内容かと思えます。

参加できなかった方で、視聴をご希望される方は、当日収録したものがありますので、事務局までお問い合わせください。

まだまだ終息が見えない状況ですが、会員の皆様におかれましては体調等ご留意いただき、行政書士を頼って来られる多くの県民の期待を裏切らぬよう、がんばりましょう！



二瓶部員



西澤副部長

特定行政書士法定研修の受講と考査を終えて

松本支部 勝野 信茂

平成 28 年 4 月に行政書士名簿に登録された時から、特定行政書士法定研修の受講を考えておりました。なかなか行動に移せず、4 年目の今年ようやくの申込み。講義は 4 回、今年はコロナの影響で初回のみ長野県行政書士会館で受講し、残りは e ラーニングでの受講でした。

合格率が 70% 前後と聞いており、また e ラーニングを視聴した当初はそんなに大変だとは考えていませんでした。その後、長野県行政書士会主催のセミナーに参加。計 2 回の講義と問題演習を受けたときにその考えが変わりました。行政法三法（行政手続法・行政不服審査法・行政事件訴訟法）は半分強の理解。要件事実の基礎は半分も理解していないことが判明。考査までは 1 か月あるかないかの時期です。焦りはありましたが、セミナー担当の先生から言われた事を繰り返し勉強することにしました。判例六法を購入し、行政法三法についてはセミナーの講義内容やレジュメの内容を落としこみ判例とともに毎日読みました。要件事実の基礎は配布のテキストとセミナーのレジュメを 2 日に 1 回は読み週末は問題演習も行いました。

考査当日、普段は車で行く長野市に電車で行きました。車中はもちろん会場に着いても六法を読み考査開始を待ちました。考査は 2 時間。余った時間で何度も見直しをしました。

11 月 16 日に令和 2 年度特定行政書士法定研修修了者の発表があり、無事「修了者」となることができました。

今回セミナーを受講し、素晴らしい講師の先生と巡り会えたこと。そして行政書士としての必要な知識を磨けたことは自分にとって大きな財産となりました。まだ修了者の発表があったのみで特定行政書士としてはまだスタートラインの一手手前です。特別何が出来るわけではありませんが、すでに活躍されている先輩方の話を伺いながら自分なりの「型」を見つけていければいいなと思っております。

つたない文章ではありますが、来年以降に受講を希望する方への参考に少しでもなればと思い「合格体験記」を書かせていただきました。

最後になりましたが私はこのセミナーと配布されたレジュメ、そして講師の先生のアドバイスがなければ修了者にはなれなかったと思います。お忙しい中セミナーの講師を務めてくださった岡田先生、渡邊先生、本当にありがとうございました。

特定行政書士認定試験にやっと合格した

松本支部 富永 正道

法律事件の代理人になれるのは、弁護士だけである。

行政庁に対し、提出書類を作成できるのが行政書士である。しかるにその申請に対する行政側に対する異議申立は申請人本人または代理人である弁護士というのが従来の法の考え方であった。

特定行政書士制度は、行政事務のプロとしての行政書士がその権限を勝ち取った。特定行政書士は依頼者の代理人として異議申立ができる。

一例として、交通事故の被害者としての後遺障害認定について国土交通省の外郭団体である。

行政書士 ADR センター研修会報告

副センター長 深澤 和歌子（松本支部）

令和2年度はコロナ禍で活動に苦勞するなか、10月広報月間では各支部の先生方に ADR センターの広報にご協力いただき、誠にありがとうございました。

去る12月3日、全会員を対象に県弁護士会の長瀬孝浩弁護士を講師に迎え第1回 ADR 研修会を開催しました（本会会館・参加者29名）。長瀬先生は平成21年度と28年度に県弁護士会の副会長を務められ、業務対策委員として行政書士 ADR センター設立にもたいへんご尽力いただきました。現在、出身地の松本市に事務所を開いてご活躍中です。



1 県弁護士会の紛争解決（ADR）センターの近況

長野県弁護士会は平成29年7月に弁護士会紛争解決センター（以下、「弁護士会 ADR センター」）を設立した（法務省の認証を受けていない非認証団体）。ADRによる紛争解決のメリットである「早い、安い、上手い」を活かし、基本的に各支部の弁護士会館や調停人弁護士の事務所でおこなうが、公民館で実施した例もあり利用者に使いやすく設定している。1件あたりの調停回数はおおむね2～3回となっている。

弁護士会 ADR センターの申立件数の推移

平成29年度	21件
平成30年度	17件
令和元年度	15件 ※うち2件は災害 ADR
令和2年度（11月現在）	10件

資料提供：長瀬孝浩弁護士

申立件数は減少傾向にあり、東京など大きな弁護士会ほどその傾向は顕著。調停成立は申立件数の3分の1で、これらの申立はすべて弁護士からの紹介。元は100% 弁護士が受けた相談事案である。

2 和解契約書の条項は慎重に

調停がうまく進んで和解に至ったら、待機している弁護士に条項をよく確認することをお勧めする。弁護士会でもこのトラブルが1件あった。

注意すべき点は以下の3つ

- ① 給付条項：「いつまでに、どのように給付するか」
- ② 懈怠約款：（分割払いの場合）「弁済が遅れた場合に期限の利益喪失を付けておく」
- ③ 清算条項：「債権債務の有無」を明記

「この件に関する債権債務がない」なのか「当事者間で包括的に（一切の）債権債務がない」なのかを確認する。

3 事例紹介 【預託金返還請求】

《事案の概要》当事者は高齢者（申立人）とその知人（相手方）

申立人は、10数年前、自宅で一人暮らし生活をしていた頃、親戚づきあいもなく身寄りもなかったところ、日頃より何かと面倒を見てくれていた相手方に、貯金の大半の金銭（2000万円余）を預けて、自分の老後の世話を託した。

その後、申立人は行政の支援を受け、介護施設に入所することになったため、相手方に対して預けた金銭の返還を求めた。

しかし、相手方は「もらったお金だ」として、返金に応じない。

《確認事項》

- ・契約書類は作らなかった
- ・たんす貯金だったので通帳の記録もない

◎申立人「2000万円余を預けた」に対し相手方「1000万円だった」と主張し双方譲らず

- ・相手方は、「自分でも使ったし他人に貸したら倒産されてお金はない」と説明

《手続の進行》

相手方が施設に出向くことを嫌ったため弁護士調停人は申立人と相手方、別々に話を聞くかたちで調停が進み、13回かかった特殊な例。

《結果》

相手方が保険を解約し300万円、不動産売却などで700万円を都合し合計1000万円を申立人に返すことになり、第10回調停で立会人の行政職員から解決を促す助言があり一旦まとまったが、第11回で申立人が「やっぱり納得できない」と言い合意は白紙に戻った。

その後、申立人の親族が「半分でも返してもらわないと1円も返ってこないよ」と助言し、親族が面倒をみるということで安心感が生まれ申立人の悔しさも緩和して、1000万円の返却で合意が成立した。和解契約書には清算条項「相手方が1000万円全額を支払ったら債権債務はなくなる」という条項を付けた。

4 感想

3の事例でADR調停の有効性を実感できました。また、一昨年東京会・埼玉会現状調査で「実際の調停に勝る研修なし。実践は何よりも勉強になる」と言われましたが、長瀬弁護士のご講義をお聴きして改めてそう思います。

コロナ禍で困難な状況が続きますが、市民がより利用しやすいADRセンターの運営と広報の必要性はもちろんのこと、行政書士会会員によるADRセンターの紹介・利用も呼びかけていく必要があると思いました。

外国人の就労就学に関するトラブル、民間の賃貸住宅の敷金礼金・原状回復に関する問題、自転車事故（自動車に関係しない事故）、ペットに関するトラブルについて相談されたら行政書士ADRセンターのことを思い出して下さい。ご連絡は県本会事務局へお願い致します。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、1月21日（木）に、本年度第2回のADR研修会を開催致しました。



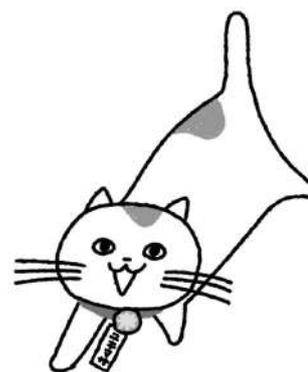
和田センター長あいさつ



研修会



弁護士長瀬孝浩先生（左から2人目）を囲んで



業 務 提 携

(一財) 建設業情報管理センター (CIIC) との業務提携について

令和2年10月8日の理事会において承認され、同日付けで写しのとおり覚書を締結しましたので、お知らせいたします。



覚 書

長野県行政書士会（以下、「甲」という）と一般財団法人建設業情報管理センター（以下、「乙」という）は、下記の通り業務提携する旨の基本合意をし、ここに覚書を交わすものとする。

記

一 乙は、甲及び甲の会員の利便、資質向上に供するため、次の業務支援を行う。

1. 講習会開催の支援

乙は、甲が開催する講習会にかかる次の費用のうち、乙が認める費用を負担する。なお、この費用負担は当該講習会の開催目的が建設業の健全な発展の促進に寄与するものであるものとし、乙が行う公益目的事業の範囲内で実施する。

- (イ) 講習会会場借り上げ費用
- (ロ) 講師の謝金、旅費交通費（当財団職員の講師派遣を含む）
- (ハ) その他、講習会開催に必要な費用で妥当性が認められるもの

2. 建設業許可・経営事項審査制度の勉強会の開催

上記の講習会開催の支援とは別に、下記の勉強会開催や相談窓口を開設する。

- (イ) 新規に登録した行政書士などを対象とした制度の勉強会
- (ロ) 経営状況分析申請に対する相談窓口

3. 乙の開発するソフトの無償提供

乙の開発するソフトについて、次のサービスを提供する。

- (イ) 乙が開発する建設業許可、経営事項審査、経営状況分析の申請を支援するソフト、「なんでも経審 Plus」（以下「当該ソフト」という）を無償提供する。
- (ロ) 当該ソフトの操作説明会を無償で実施する。

4. その他

建設産業施策や建設業界の状況に関する資料を適宜、提供する。

- 二 甲は、乙の行う事業の利便向上のため、経営状況分析など乙の実施する事業について、相互に情報交換を行う。
- 三 甲乙は、上記一、二の実施についてはその都度事前に協議するものとし、合意したものについて実施する。
- 四 本件基本合意に係る有効期間その他の事項については、次のとおりとする。
1. 本覚書の有効期間は2年間とし、甲乙いずれも異議を申し入れないときは自動的に更新するものとする。甲乙いずれかが本件基本合意の解消を希望するときは、有効期限の6か月前までに、書面で相手側に申し出るものとする。
 2. 本覚書は甲乙とも互いの営利目的に使用しないものとする。
 3. 本覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを決定し追記を行う。

以 上

令和 2 年 1 0 月 8 日

甲 長野県行政書士会
会 長 山 本 準 一 印

乙 一般財団法人建設業情報管理センター
理事長 上 田 健 印

業 務 資 料

日行連発第 963 号
令和 2 年 11 月 2 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経営業務部
部長 坪川 貞子

Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録の 行政書士専用申請ページについて

標記に関しては、「Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請について」（令和 2 年 9 月 9 日付・日行連発第 647 号）、「GoTo トラベル及び Eat キャンペーン事業に関する積極的な取組と周知について（依頼）」（令和 2 年 9 月 24 日付・日行連発第 726 号）及び「GoTo トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請に関する各地域事務局との連携について（依頼）」（令和 2 年 10 月 16 日付・日行連発第 865 号）にてご案内してきたところです。

本会としては、かねてより観光庁に対し代理申請がよりスムーズに実施できるよう、行政書士の代理申請方法について働きかけを進めてまいりました。その結果、この度、行政書士専用の申請ページを設定いただける運びとなりました。

行政書士が代理申請することにより、電子申請に不慣れな事業者の手を煩わせることなく本登録申請を適正に完了でき、事業者が負担なく GoTo トラベルに参加できることが担保され制度の普及そのものに直結します。

地域共通クーポン取扱店舗登録申請において、行政書士の代理申請欄だけでなく、代理申請ページが加えて設けられた本登録申請においては、申請実績を十分に上げることが、デジタルガバメント時代における将来の電子申請代理の布石となり、行政書士制度の今後の発展に繋がります。

それを踏まえ、各単位会におかれましては、下記参考 HP をご参照いただき、所属会員へ積極的な取組をご案内いただきますようお願いいたします。

記

申請方法

以下の行政書士代行申請専用ページより所定の様式をダウンロードいただき、専用メールアドレス宛に送付してください。

1 行政書士代行申請専用ページ

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/gyouseishoshi.html>

専用メールアドレス：gyosei_shoshi@goto.jata-net.or.jp

2 その他

HP 等は日行連ページページ及び会員専用サイトでも周知しております。

以上

関地協発第211号
令和2年11月7日

日本行政書士会連合会
関東地方協議会
単 位 会 長 各 位

日本行政書士会連合会
関東地方協議会
会 長 中 村 利 雄
(公印省略)

東京出入国在留管理局における申請予約システムの利用開始について

運営 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。口頭より本協議会の運営にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、会員の皆様から強いご要望がありました。届出済行政書士等の申請窓口が下記欄要にて12月中旬を目処に、東京出入国在留管理局庁舎4階に設置されます。

但し、事前にオンラインにて予約した業種に限られるため、当該予約がない方の申請は庁舎2階の一般窓口をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。

記(概要)

- ① 予約の入力は、カレンダーに表示された5開庁日の中から申請日の選択が可能
- ② 申請日の前日正午迄入力が可能
- ③ 予約可能な時間帯は、午前9時から午後3時半迄の任意の30分枠(1枠)の選択が可能
- ④ 1人の取次者につき、1枠当たり20件迄の予約が可能
- ⑤ 1人の取次者につき、予約可能な6開庁日のうち、3様までの予約が可能
- ⑥ 予約のキャンセルは、申請予約日の前々日の午後6時迄可能(一部のみのキャンセルは不可)
- ⑦ 予約対象となる申請手続は
 - 在留資格認定証明書交付申請
 - 在留資格変更許可申請
 - 在留期間更新許可申請
 - 永住許可申請
 - 資格外活動許可申請
 - 就労資格証明書交付申請

詳細は、出入国在留管理局ウェブサイトにて12月中旬頃に公表予定のため、上記内容が変更される場合もあります。また、在留カード発行事務の混雑緩和から「在留カードの後日発行」も検討中のことです。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴単位の申請取次をされる会員の皆様へ周知伝達の程お願い申し上げます。

以上

2020年12月7日から

From December 7, 2020

申請予約のオンライン化

はじめます!!

申請等取次者証明書 届出済証明書

をお持ちの方が対象です。

NEW **必見**

対象となる手続

What kind of applications can be submitted online?

- 1 在留資格認定証明書交付申請
Application for "Certificate of Eligibility"
- 2 在留資格変更許可申請
Application for "Change of Status of Residence"
- 3 在留期間更新許可申請
Application for "Extension of Period of Stay"
- 4 在留資格取得許可申請
Application for "Permission to Acquire Status of Residence"
- 5 永住許可申請
Application for "Permission for Permanent Residence"
- 6 資格外活動許可申請
Application for "Permission to Engage in an Activity Other Than that Permitted under the Status of Residence Previously Granted"
- 7 就労資格証明書交付申請
Application for "Certificate of Authorized Employment"

利用できる方

Who is an online system available to?

有効な【申請等取次者証明書】又は【届出済証明書】を所持している方
Agent or other authorized person

申請予約
できました!!

PC・スマホ
で予約

申請予約システム

Application Reservation System

- 1 申請予約システムの利用申出
- 2 メールアドレス
- 3 申込み
- 4 内容確認
- 5 予約完了
- 6 来庁・申請

東京出入国在留管理局

東京出入国在留管理局

Tokyo Regional Immigration Services Bureau

制度に関する詳細については、出入国在留管理局のホームページを確認してください。
→ <http://www.moj.go.jp/isy/about/region/tokyo/index.html>

※ 令和2年12月7日(月)の午前9時から予約の入力が可能です。
※ なお、サイトの混雑状況により、アクセスできない場合があります。

<https://www.tokyoipmimi-yoyaku.moj.go.jp/>

※ 本制度は、東京出入国在留管理局における措置であり、他の地方出入国在留管理官署において利用できるものではありません。

2020年12月14日から

在留カードの 後日 交付！

はじめます！！

申請等取次者証明書

届出済証明書

をお持ちの方が対象です。

在留カードの交付を伴う申請結果の受領方法について

在留カードの交付を伴う申請（在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請、永住許可申請）に係る結果の受領には以下の方法があります。

<p>方法① 即日交付</p> <p>申請に係る結果通知書及び必要書類を持参の上来庁願います。</p> <p>東京出入国在留管理局2階Aカウンターで在留カードを即日交付します。</p> <p>即日交付</p>	<p>方法② 後日窓口交付</p> <p>申請に係る結果通知書及び必要書類を持参の上来庁願います。</p> <p>後日、東京出入国在留管理局4階Fカウンターで指定日に在留カードを交付します。</p> <p>後日</p>	<p>方法③ 後日郵送交付</p> <p>申請に係る結果通知書、必要書類及び赤いレターバッグを持参の上来庁願います。</p> <p>後日、東京出入国在留管理局から郵送で在留カードを交付します。</p> <p>後日</p>
--	---	--

こんなメリットが

1 待ち時間を大幅に短縮できる！！

2 即日でも後日（郵送）でも受け取りOK！！



東京出入国在留管理局 制度に関する詳細については、出入国在留管理庁のホームページを確認してください。

Tokyo Regional Immigration Services Bureau For details of the systems, please check the Immigration Services Agency website!

<http://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/index.html>



※ 本制度は、東京出入国在留管理局における措置であり、他の地方出入国在留管理局において利用できるものではありません。

案内書

これまで申請等取次者（申請等取次者証明書、届出済証明書をお持ちの方）に対しては、2階A2カウンターにおいて在留カードの即日交付を行っておりましたが、窓口における混雑緩和及び待ち時間の短縮のため、2020年12月14日より、4階Fカウンターにおいて、申請等取次者を対象とした在留カードの後日交付手続を新たに実施することとしました。

<2020年12月14日以降の取扱い>

申請等取次者は、在留カードの交付を受けられる場合、以下の4つの方法から選択できるようになりま

【現行】

- ① 即日交付を希望 → 従来どおり2階A2カウンターで受付。
同日2階A4カウンターで受取。
- ② 郵送で受取を希望 → 従来どおり通知書（ハガキ）に「郵送交付可」と明示されているのみ、レターバッグで審査管理部門へ郵送した後、同部門からの返送をもって受取。

【新規】

- ③ 後日交付により窓口で受取 → 4階Fカウンターで受付。
後日交付指定日（※）に4階Fカウンターで受取。
 - ④ 後日交付を郵送で受取 → 4階Fカウンターで受付。
後日交付指定日（※）に郵送して受取。
- ※ 後日交付指定日は原則として、月・火曜日に受け付けたものは翌水曜日、水曜日に受け付けたものは翌金曜日、木・金曜日に受け付けたものは翌火曜日となります。
- ※ 受付日の翌日から後日交付指定日の間に祝日がある場合には、別途お知らせします。
- ※ GWや年末年始の休暇等、大型連休期間に係る後日交付受付日及び後日交付指定日の取扱いについては、別途お知らせします。

★ 在留カードの後日交付を希望するにあたって、以下の事項に留意してください。

1 利用可能者

- 申請等取次者証明書又は届出済証明書を所持している者（以下に掲げる者）
- ・ 行政書士・弁護士で届出済証明書の交付を受けている者
 - ・ 企業職員（実習実施者、監理団体、研修事業実施機関及び研修生受入れ機関の職員を含む。）
 - ・ 登録支援機関職員
 - ・ 公益法人職員

2 後日交付の対象範囲

- (1) 後日交付の対象となるもの
在留カードの交付を受ける中長期在留者
- ア 今回の審査の結果、新たに在留期間更新許可、在留資格変更許可または在留資格取得許可等により紙券へ証印シールが貼付される処分（在留カードが新たに交付されない処分等が該当）
(例) 「留学(1年)」→「特定活動(3月)」
「特定活動(2月)」→「特定活動(3月)」
- イ 前回許可時に上陸の拒否の特例の通知書が交付されているもの
(注) 在留資格「特定活動」等の指定書ではありません。

ウ 特別期間満了日又は特例期間が発生しない者については、在留期限まで2週間を切っているもの

エ 出生以外の事由により、在留資格取得許可申請に及んだもの

オ 出生を事由とした在留資格取得許可申請においては、出生日より46日以上を経過したものの

カ 申請人本人が出国中のもの

キ 再入国許可申請を伴うもの

ク 有効な旅券又は在留カードを所持していないもの(出生を事由とした在留資格取得許可申請を除く)

(4) 職員が提出物の確認を行った後、後日交付手続中であることを示す印(日付あり)を押し印した後日交付対象者リストの写し及び在留カード写しのほか、旅券を返却しますので、必ず受け取ってください。

(注) 後日交付受付時に返却した在留カードの写し(上記(4)により押し印のあるもの)については、新たな在留カードが交付されるまでの間、申請人に携帯させてください。

6 後日交付による在留カードの受取時に御協力いただきたい事項

(1) 窓口による受取を希望した場合
ア 受付時に交付した「後日交付対象者リスト」の写しとともに、旅券を同リスト順に並べて提出してください。

イ 旅券、旧在留カード及び新在留カードをお受け取りください。
ウ 新在留カードの記載内容に誤りがないか必ず確認してください。

(2) 郵送による受取を希望した場合
ア 新在留カード及び旧在留カード(穿孔処理済)をレターパックで郵送します。郵送されたものうち、指定書が同封されているものについては、必ず旅券に添付してください。

イ 旧在留カード及び新在留カードをお受け取りください。
ウ 新在留カードの記載内容に誤りがないか必ず確認してください。

7 注意事項

(1) 後日交付受付時に、上記4の資料等が提出されていない又は不備がある場合のほか、受付後に後日交付ができない事情が明らかになった場合は、在留カードの作成を行うことなく、提出物を返却させていただきます。

(2) 在留カードの後日交付受付日における上限数に達した場合に受付をお断りする場合があります。その際、2階Aカウンターの即日交付によるお手続きをご確認ください。

(3) 後日交付受付後に追加書類の提出及び受取方法の変更はできません。

(4) 窓口による受取を希望する場合、後日交付受付時と指定日の受取時は同じ申請等取次者が対応してください。

(5) 在留期間更新許可申請等における申請受理時に16歳の誕生日まで6か月以内(あり)、16歳の誕生日前に在留カードが交付される場合で、「在留カード有効期間更新申請書」の提出がない場合は、16歳の誕生日までの在留カードが交付されることとなりますのでご注意ください。

ウ 特別期間満了日又は特例期間が発生しない者については、在留期限まで2週間を切っているもの

エ 出生以外の事由により、在留資格取得許可申請に及んだもの

オ 出生を事由とした在留資格取得許可申請においては、出生日より46日以上を経過したものの

カ 申請人本人が出国中のもの

キ 再入国許可申請を伴うもの

ク 有効な旅券又は在留カードを所持していないもの(出生を事由とした在留資格取得許可申請を除く)



事務連絡
令和2年12月10日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

字光式照明器具の取扱について

師走の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会業務につきまして、ご理解を賜りご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして下記のとおりご連絡いたします。

時節柄ご多用とは存じますが傘下会員様に周知くださるようお願い申し上げます。

記

- 1.新規取扱 軽自動車専用 旭化成テクノプラス(株)
ダイヤモンドリング 4.5K 「型式 DR4.5K-01」
性能確認は「令和2年8月18日全国自動車標板協議会85号」されています。
保証等の詳細については、別紙カタログを参照ください。
販売価格 31,430円(消費税含む)
販売開始日 令和3年1月12日(火)
- 2.販売終了 登録自動車 ワールドオートプレート(株)
「EL光源」
メーカーでは、令和3年1月末日が最終出庫となりますので、在庫限りの販売となります。
なお、不具合交換には対応いたします。

軽自動車専用LED luci 式照明器具

AsahiKASEI
ASAHI KASEI TECHNOPLUS

薄さへの挑戦！

当社従来品の半分、4.5mmにスリム化



- 超薄型(4.5mm) バックカメラへの映り込みを軽減
- LEDで長寿命・省電力・ノイズレス
- クロムメッキ付
- 車検対応(令和2年8月18日 全標第85号)



旭化成テクノプラス

旭化成テクノプラス株式会社

〒104-0033 東京都中央区新1丁目25番3号 住友不動産芝罘町ビル2号館 TEL.03-3562-5350 FAX.03-3562-5210



軽自動車専用LED luci 式照明器具

AsahiKASEI
ASAHI KASEI TECHNOPLUS

圧倒的薄さ、軽さ

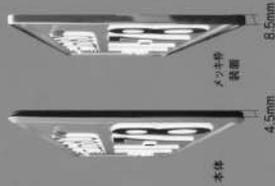
表面



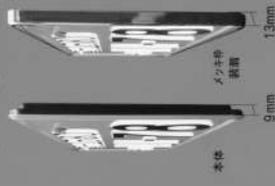
裏面



ダイヤモンドリング4.5K



従来品
(ダイヤモンドリングスリムK)



製品名：ダイヤモンドリング4.5K
 型式：DR4.5K-01
 発売日：令和2年8月18日
 標記番号：空欄第85号
 用途：軽自動車専用
 電圧：12V 仕様専用
 サイズ：本体 W329 × H164 × D4.5mm
 メッシュカバー W335 × H170 × D6.5mm
 重量：本体 275g
 メッシュカバー 301g
 光源：LED10灯
 保証期間：取り付から3年間
 その他：クロムメッキ付

ラインアップ

NEW



AsahiKASEI TECHNOPLUS



AsahiKASEI TECHNOPLUS



AsahiKASEI TECHNOPLUS

LEDハイグレードモデル
業界最薄クラス
高さ4.5mm(メッシュカバー厚8.5mm)



LEDハイグレードモデル
特殊エンジェルで周囲に明るく
高さ9mm(メッシュカバー厚13mm)



LEDスタンダードモデル
軽量でお求めやすい価格
高さ13mm(メッシュカバー厚17mm)



旭化成テクノプラス株式会社

〒104-0033 東京都中央区新1丁目25番3号 住友不動産芝罘町ビル2号館 TEL.03-3562-5350 FAX.03-3562-5210

各 単 位 会 長 様
建設業許可部門担当役員 様

日行連発第1208号
令和2年12月15日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

建設業法施行規則第7条第1号の解釈、押印廃止の取扱い等
に係る国土交通省への確認事項の報告について

令和2年10月1日の改正建設業法等の施行に伴い、「建設業法第七条第一号に掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(昭和47年3月8日付・建設省告示第351号)の告示が令和2年9月30日付で廃止されました。これを受けて、「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」(平成29年6月26日付・国土建第117号)において認められていた3種類以上の経験の期間の合算を認めない許可行政庁があるなど、各都道府県で判断が分かれる状況となっております。

また、令和2年11月16日付でパブリックコメントが実施されているように、建設業許可・経営事項審査の申請書類への押印廃止が予定されております(12月下旬に公布・施行予定)。

このような状況を踏まえ、日行連では、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に問い合わせを行い、下記のとおり回答をいただきましたのでお知らせいたします。なお、本文書の記載内容は、あらかじめ国土交通省不動産・建設経済局建設業課に確認済みです。

記

1. 建設業法第七条第一号に掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)について

<問い合わせ事項>

9月30日付で同告示が廃止されましたが、これにより、本告示を根拠として認められていた経営業務管理の経験期間の合算は、法令上の根拠を失っている。

従来、経験期間を合算する取扱いをしてきた経緯もあり、今回の改正で合算が認められなくなつた経緯をお示しいただきたい。

なお、経営業務管理の経験期間の合算の可否については、許可行政庁(都道府県)によつて見解が異なっている状況にあるため、貴省の見解と、新しい告示の発出等の今後の対応について教えていただきたい。

※規則7条イ(1)から(3)の経験年数の合算が可能か否かの質問。

具体的にいうと(1)取締役2年、(2)執行役員2年、(3)準ずる地位2年の経験年数を合算して6年の経験年数が認められるか、教えていただきたい。

<国土交通省回答>

規則第7条第一号イ(3)の、経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験の年数の合算について、お示しのような(1)取締役2年、(2)執行役員2年、(3)準ずる地位2年の経験年数を合算して6年、という合算は認められるものと考えている。

「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)」の告示は廃止されたが、旧告示の第一号イ及びロで規定していたものを、実質的に規則第7条第一号イ(2)(3)に規定しているため、その規定に関する合算の解釈も変更はないと考えている。

2. 建設業法施行規則第7条第1号ハ該当(国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの)の告示等について

<問い合わせ事項>

規則第7条第1号ハ該当についての告示や通知は、まだ発出されておらず「許可の基準」が、いまいな状態にあるため、告示の発出等の今後の対応予定について教えていただきたい。

<国土交通省回答>

本規定はイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有していると考えられる場合に、そのような会社等も認定するための個別審査規定になるため、何か具体的な基準を設ける類の規定ではなく、告示等の発出予定はない。

3. 押印の廃止について

<問い合わせ事項①>

建設業許可申請書について、押印廃止の対象になっている一覧表から漏れている「決算届別紙8」、「届出書22号の3」は廃止の対象外なのか、教えていただきたい。

<国土交通省回答①>

建設業法施行規則の別記様式で定めている押印欄は、例外なくすべて削除するため、当然これも押印廃止の対象となる。

<問い合わせ事項②>

申請者の意思確認、欠格事由の有無、処罰履歴の有無を確認する意味でも法人代表

印、役員等の押印は重要だと認識している。依頼者の了解を得た上で引き続き押印をも
らって提出することは可能か、教えていただきたい。

<国土交通省回答②>

押印を禁止するという趣旨ではない。従来通り押印された申請書類は今まで通り受理
するものと考えている。

令和2年(2020年)12月28日

長野県行政書士会 ご担当者 様

長野県建設部建設政策課建設業係長

以上

建設業法に基づく許可申請等の申請書類への押印廃止について

このことについて、令和2年12月23日に建設業法施行令及び建設業法施行規則が改
正されたことにもない、令和3年1月1日以降に行う建設業許可申請、変更届や廃
業届、経営事項審査申請の申請書等を提出する場合に、申請書等への押印が不要とな
りました。

貴職におかれましては、別添通知の趣旨に鑑み、貴会会員に対し、制度の確かな運
用が図られますよう御配慮願います。

なお、建設業法施行令や建設業法施行規則によらない確認資料等（代理人が手続き
を行う場合の委任状、銀行の残高証明、卒業証明書、建設工事契約書等）や建設業許
可の証明書（確認書）、経営事項審査の結果通知書の内容証明の申請書には従前のと
おり押印が必要となりますので、申し添えます。

建設部建設政策課建設業係

(係長) 野本 和弘 (担当) 小林 和弘

電話 026-235-7293

FAX 026 235 7482

E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

日行連発第1219号
令和2年12月17日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部

部長 村山 豪彦

電子化された自動車検査証の仕様に関する報道発表について（周知）

国土交通省より、電子化された自動車検査証の仕様について、A6サイズ程度の台紙にICタグを貼り付ける方式を採用することとしたとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【国土交通省ホームページ】

・車検証を電子へ！～電子車検証の仕様に関する検討結果について～（報道発表資料）
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_003912.html

以上



令和2年12月8日
自動車局自動車情報課

車検証を電子へ！
～電子車検証の仕様に関する検討結果について～

電子化された自動車検査証（以下、「電子車検証」という。）の仕様について、総合的に検討した結果、A6サイズ程度の台紙にICタグを貼り付ける方式を採用することとしましたので、お知らせします。

自動車保有関係手続については、関係省庁と連携し、オンラインで一括した申請手続を可能とするワンストップサービス（OSS）を導入・推進しています。さらなる推進に向けて、継続検査等で紙の車検証の受取のために必要となっていく運輸支局等への来訪を不要とし、OSSで申請手続を完了することを可能とする、車検証の電子化を実現するため、平成30年9月から計11回にわたって、「自動車検査証の電子化に関する検討会」が開催され、令和2年6月に「報告書」が公表されたところです。

電子車検証の仕様について、同報告書において、「実際の利活用のニーズを十分に踏まえながらも、ユーザ負担を抑制する観点から、システムのライフサイクルでの費用対効果を十分に勘案しつつ、自動車検査証の電子化を可能な限り低コストで実現することが適当である」とされました。

これを踏まえ、国土交通省において、車検証の電子化に係る全体コストやICチップの空き領域の活用方策等、あらゆる観点から総合的に検討した結果、A6サイズ程度の台紙にICタグを貼り付ける方式を採用することといたしました。

電子車検証のイメージは別紙のとおりです。

今後は、令和5年1月に予定している車検証電子化の開始に向けて、関係者と連携しながら、具体的な制度整備や関係システムの構築等に着手に取り組んでまいります。

<参考> 「自動車検査証の電子化に関する検討会」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000034.html

<問い合わせ先>

国土交通省自動車情報課 平賀、猪原
(代表) 03-5253-8111 (内線) 42104、42115
(直通) 03-5253-8588 (FAX) 03-5253-1639



北信技管第18号
令和2年12月25日



地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府総務局運輸部長 殿

国白情第223号
令和2年12月24日

自動車局自動車情報課長
(公印省略)

管内各運輸支局長 殿

管内各自動車検査登録事務所長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

「規制改革実施計画」等に基づく押印等見直しに伴う自動車登録等関係事務の
取扱いについて

標記について、自動車局自動車情報課長から別紙写し（令和2年12月24日付）国白情第223号のとおり通達があったので、令和3年1月1日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

また、本件に関して関係者に周知されたい。

「規制改革実施計画」等に基づく押印等見直しに伴う自動車登録等関係事務の取扱いについて

「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、申請書等（自動車ユーザーやその代理人から登録窓口へ提出される、申請書その他自動車登録等の申請又は届出に関する書面をいう。以下同じ。）に添付されている押印及び署名の見直しを進めてきたところ、今般、関係政令、告示及び自動車局長通達については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和2年政令第363号）」、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第38号）」、「自動車の登録及び検査に関する告示等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第1567号）」及び「規制改善実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正により下記によることとした。このため、令和3年1月1日以降はこれにより実施されることにも、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件に関し、「別添」のとおり関係団体あて通知したので、念のため申し添える。

記

1. 自動車情報課長通達の規定による自動車登録等関係事務に係る申請書等については、押印及び署名を不要とする。ただし、印鑑に関する証明書の提出とともに求められている押印は除く。
2. 本通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
3. 本通達は令和3年1月1日から施行する。

以上

自動車登録業務等における押印等の見直しについて

1. 見直しの背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び自動車抵当法（昭和26年法律第187号）においては、高い財産的価値を有する動産である自動車（道路運送車両法にあっては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除き、自動車抵当法にあっては、これらに加え、大型特殊自動車で建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）に定める建設機械を除く。）の所有権・抵当権の保護を図るため、その得喪について、自動車登録ファイルへ登録を受けなければ第三者に対抗することができないことを定め、所有権・抵当権についての公証を行っている。

さらに、自動車登録令（昭和26年政令第256号）等に基づき、登録申請手続きを行う申請者等の本人確認を行う趣旨から、申請書その他の所要の書面への署名押印を求めている。

今般、「規制改革推進実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、規制改革推進会議から示された「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」（令和2年5月22日規制改革推進会議議長）において、「押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する」ことが求められたところである。

2. 見直しの内容

これを受け、これら法の趣旨と今般の押印見直しの意義との双方を踏まえ、以下のとおり自動車登録業務等における押印等の見直しを図ることとした。

- ① 自動車の所有権・抵当権の得喪に関する登録申請書（新規登録・移転登録・抹消登録・抵当権の登録等）
⇒従来同様、印鑑に関する証明書の添付とともに押印（実印）を求める
（厳格な本人確認を行う必要性が極めて高く、かつ、自動車の登録申請手続等は、広く一般の国民が行うものであり、本人確認の手段として、一般に普及しており、簡便かつ確度が高いものとして、実印押印を求めることが適当。）
- ② 上記①以外の登録申請書
⇒押印を不要とする
（自動車の所有権・抵当権の得喪に影響しないため。）
- ③ 署名
⇒上記①及び②いずれの場合も、不要とする（記名のみで可）。
- ④ 申請書以外の添付書面（譲渡証明書、第三者による承諾書、代理人委任状等）や訂正時の押印等
⇒上記①～③に準ずる。

自動車保管場所証明申請書等への押印廃止について

運輸交通部長 大槻 四郎

各単位会長 様

日行連発第1333号
令和3年1月8日

県警交通規制課より、車庫証明書の申請欄に本人の記名をすただけで署名及び押印は不要の取り扱いを12月28日より施行する旨、連絡がありました。

これに伴い、承諾書・自認書・委任状（※車庫証明）につきましても押印不要とのことです。

当面は、従来通りの申請でも受け付けるようですが、申請書類の変更に伴い、押印廃止の受付となります。

このことにつきましては、交通規制課からは文書の発出はないとのことですので、各会員が念の為各警察署窓口を確認をしていただきたいと思います。

※ただし、自動車登録等の印鑑証明を添付する委任状については従来通りですので、ご注意ください。

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

道路運送法、貨物自動車運送事業法等に係る申請・届出等の手続における
押印・署名のあり方の見直しについて（周知）

国土交通省より、標記手続の押印・署名の見直しに係る取扱いについて、各地
方運輸局自動車交通部長等宛てに添付のとおり通達が発出されておりますので、
お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれま
しては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・申請書等に係る押印・署名のあり方の見直しについて
（令和2年12月23日・国自総第288号、国自安第160号、
国自旅第347号、国自貨第89号）

以上

国自総第288号
国自安第160号
国自旅第347号
国自貨第89号
令和2年12月23日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局総務課企画室長
(公印省略)
安全政策課長
(公印省略)
旅客課長
(公印省略)
貨物課長
(公印省略)

申請書等に係る押印・署名のあり方の見直しについて

デジタル化時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における押印原則の見直しが必要の課題となっている中、現在政府では、許可申請手続等で求めている押印・署名の見直しを進めているところである。

ついでには、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に係る申請・届出等の手続における押印・署名のあり方についても見直しを行い、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本通達は、令和3年1月1日以降の申請・届出等について適用することとし、これに伴い「押印のあり方の見直しについて」(平成9年12月17日自環第289号)、「申請書等に係る申請者の押印等の見直しについて」(平成9年12月17日自旅第199号)及び「押印のあり方の見直しについて」(平成9年12月17

日自貨第129号)は令和2年12月31日限りで廃止する。

記

1. 以下の法令に係る事業者等からの申請・届出等の手続については、押印や署名を求めないこととする。

- (1) 道路運送法関係
 - ・道路運送法(昭和26年法律第183号)
 - ・道路運送法施行令(昭和26年政令第250号)
 - ・道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)
 - ・自動車道事業規則(昭和26年運輸省・建設省令第2号)
 - ・自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)
 - ・自動車運送事業等監査規則(昭和30年運輸省令第70号)
 - ・旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)
 - ・旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)
 - ・自動車道事業報告規則(昭和39年運輸省・建設省令第4号)
- (2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法関係
 - ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)
 - ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令(昭和42年政令第363号)
 - ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則(昭和42年運輸省令第86号)
- (3) 貨物自動車運送事業法関係
 - ・貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
 - ・貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号)
 - ・貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)
 - ・貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)
- (4) タクシー業務適正化特別措置法関係
 - ・タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)
 - ・タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和45年運輸省令第66号)

- (5) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法関係
- ・ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）
 - ・ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号）
2. 今回の見直し結果にかかわらず、申請書・届出書等に事業者等の押印や署名がある場合でも、それを理由に当該申請書・届出書等の受付を拒否することのないよう取り扱われたい。
3. 上記の法令に基づく告示・通達等に係る申請・届出等の手続についても、上記の方針に準じて取り扱うこととする。

以上

長野県行政書士会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する
省令の施行について（通知）

日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 31 号）が令和 2 年 12 月 28 日に公布され、同日施行された旨、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から通知がありました。

改正内容は下記のとおりですので、貴協会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本改正の趣旨を踏まえた産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引等の改正については別途通知しますのでご承知おきください。

記

1 改正内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続の押印※について、押印を廃止する改正を行うとともに、当該改正に伴う所要の規定の整備を行うもの。

※規則様式第 2 号の 15、第 5 号の 2～第 5 号の 5、第 5 号の 7、第 6 号の 2

2 経過措置

- (1) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- (2) この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

資源循環推進課廃棄物審査係 課長 伊東 和徳 担当 山崎 千晴 電話：026-235-7164（直通） FAX：026-235-7259 E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp
--

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
（公印省略）

押印を求めめる手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令
の施行について（周知）

「押印を求めめる手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたので、その改正の趣旨、内容等について、下記のとおりお知らせする。

なお、本事務連絡は、その趣旨を理解した上で、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※1）について、恒久的な制度的対応として、令和2年中に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）の様式で定める、事業者等に対して押印を求めめる手続の押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。以下単に「押印」という。）を不要とすることとした。

なお、これまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、廃掃法施行規則における手続の性質を踏まえ、以下に記載するような押印が求められている趣旨を代替する手段（※2）等によって確認することとされたい。

また、地方公共団体において、廃掃法施行規則に定められた様式等を用いている場合に加え、独自に様式等を制定して各種手続を行っている場合においても、上記の趣旨に鑑み、当該様式等における押印を不要とすることとされたい。

（※1）「見直し対象手続」とは、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求められているもの、押印を求められているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。

（※2）押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような例が考えられる。実際の確認に際しては、事業者等にとって過度の負担が生じない範囲で、各地方公共団体における実情を踏まえ合理的な方法で確認することとされたい（代表者ではなく申請担当者の本人確認のみとするなど）。なお、これらは押印がない場合の代替手段であり、従前のとおり押印の上提出された場合は、従来の対応で差し支えない。

- ・他の添付書類（当該手続においてともに提出される住民票の写しなど）による確認
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、個人・法人の印鑑登録証明書等）のコピー、スキヤンデータや写真の電子ファイルの提出による確認
- ・本人であることが確認されたメールアドレスからの提出による確認（本人であることとの確認には別途本人確認書類のコピー等の提出を求めることが考えられる）
- ・署名機能の付いた文書ソフト（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能等）を活用した確認

- ・電話、ウェブ会議、実地調査等による確認

2 改正の内容

廃掃法施行規則の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続の押印について、押印を廃止する改正を行うとともに、当該改正に伴う所要の規定の整備を行った。

3 経過措置について

（1）書類に関する経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととした。

（2）用紙に関する経過措置

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。

お 知 ら せ

長野県行政書士会会則施行規則の一部改正について

(令和2年12月11日理事会議決)

(改正理由)

長野県行政書士会と長野県との外国人材受入企業サポートセンター業務委託契約により、「長野県外国人材受入企業サポートセンター」を設置するため。

○長野県行政書士会会則施行規則の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(業務組織)</p> <p>第11条 会則第52条の2の規定により、 本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) 正副会長会 (2) ～ (10) 略 (11) 長野県行政書士紛争解決センター (12) <u>長野県外国人材受入企業サポートセンター</u></p>	<p>(業務組織)</p> <p>第11条 会則第52条の2の規定により、 本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) 正副会長会 (2) ～ (10) 略 (11) 長野県行政書士紛争解決センター (新設)</p>

(業務分掌等)

第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。

(1) ～ (11) (略)

(12) 長野県外国人材受入企業サポートセンター

① 外国人材雇用に関する県内企業からの相談対応に関する事項

② 県内企業等を対象とした外国人材に関するセミナーの開催に関する事項

③ 「長野県多文化共生相談センター」が実施する市町村窓口における出張相談会への専門家の派遣に関する事項

④ 外国人留学生を対象とした在留資格に関する事務指導等の開催に関する事項

附 則

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(以下略)

附 則

この規則は、令和2年12月11日から施行する。

(業務分掌等)

第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。

(1) ～ (11) (略)

(新設)

附 則

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(以下略)

行政書士無料相談について

広報監察部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

支部	開催日時	開催場所	無料相談の内容・件数											合計			
			遺言相続	各種契約	定款内容証明等	不動産関係	戸籍関係	建設風営	法人設立	農地転用	自動車関係	入管関係	土地開発		行政不服申立	代理業務	その他
佐久	10月24日(土) 10:00～15:30	佐久支部事務局及び 会員事務所	9			5										5	19
上田	10月17日(土) 9:00～12:00	上田市中央公民館 第一会議室	1													1	2
諏訪	9月26日(土) 10:00～16:00	すわっチャオ 3F 第3会議室		3		1	3			1							8
	10月24日(土) 10:00～16:00	すわっチャオ 3F 第3会議室															
伊那	10月11日(日) 10:00～15:00	伊那市立図書館視聴覚室	1								1					1	3
飯田	10月11日(日) 10:00～15:00	エス・バード	9													1	10
松本	10月15日(木) 10:00～15:00	安曇野市役所 211. 212. 213. 214 号室	40			9				9						6	64
	10月17日(土) 10:00～15:00	松本市勤労者福祉センター 3-3 会議室															
	10月18日(日) 10:00～15:00	大町市総合福祉センター 第1・第2 会議室															
	10月23日(金) 10:00～15:00	塩尻市市民交流センター 301・304・305 号室															
	10月24日(土) 10:00～15:00	筑北村役場 101・204・205・206 号室															
長野	10月7日(水) 13:00～16:00	もんぜんぷら座	8			1										2	11
	10月13日(火) 9:30～12:00	東長野いこいの家															
	10月26日(月) 13:30～16:00	須坂商工会議所															
北信	10月1日(木)～ 10月31日(金) 10:00～15:00	北信支部事務局 (電話相談)															
合 計			68	3		16	3			10	1				16	117	

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,700 円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,700 円	〃
事 件 簿 用 紙	300 円	〃
領 収 書	700 円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800 円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000 円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500 円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

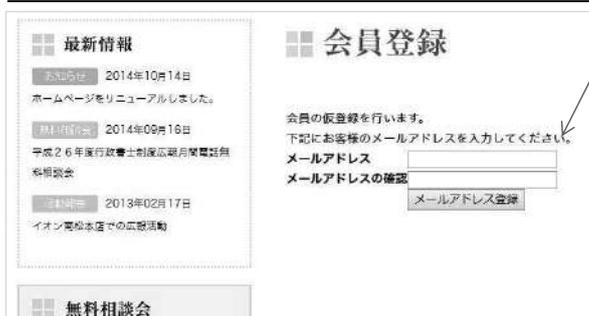


IDとパスワードを入力します。

ログイン ID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

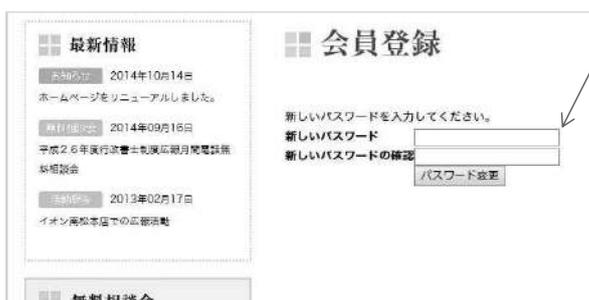
3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□上伊那地域振興局訪問

- 1 と き 令和2年10月20日(火)
- 2 と ころ 伊那市、上伊那地域振興局・伊那建設事務所・上伊那農業農村支援センター
- 3 出 席 者 赤羽農林建設部長、上島農林建設部員

□長野県信用農業協同組合連合会との打ち合わせ

- 1 と き 令和2年10月21日(水)
- 2 と ころ 長野市、長野県信連
- 3 出 席 者 柳澤法務部長

□台風19号災害の被災者に対する建築・住宅に関する総合相談会

- 1 と き 令和2年10月24日(土)
- 2 と ころ 長野市、柳原総合市民センター
- 3 出 席 者 宮下長野支部長

□行政書士試験実施に係る打ち合わせ会議

- 1 と き 令和2年10月29日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、松島、赤羽各会場責任者、各試験監督員・本部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和2年度行政書士試験合同会議
 - (2) 令和2年度行政書士試験会場別会議
 - (3) その他

□県農政部農村振興課との打ち合わせ

- 1 と き 令和2年11月9日(月)

- 2 と ころ 長野市、長野県庁
- 3 出 席 者 赤羽農林建設部長、奈良木農林建設副部長

□神奈川県国際部主催研修会(zoom)

- 1 と き 令和2年11月12日(木)
- 2 出 席 者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、宮本部員
- 3 演 題 在留資格①技術・人文知識・国際業務部について、②永住者について
- 4 講 師 東京入管横浜支局派遣講師または神奈川県講師

□丁種出張封印更新研修会

- 1 と き 令和2年11月14日(土)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 大槻部長、中塚副部長、長崎部員、会員19名
- 4 内 容 丁種封印の注意事項、報告書類等の確認
- 5 講 師 運輸交通部員

□選挙管理委員会

- 1 と き 令和2年11月16日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、春原、向田、常磐、宮下、那須、長田、外谷場、春日各委員
- 4 会議事項
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 役員選出
 - (3) 会長選挙日程について
 - (4) その他

□総務部会

- 1 と き 令和2年11月18日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、
関、深澤各部員
- 4 会議事項
 - (1) 新年賀詞交歓会について
 - (2) 行政書士法の一部を改正する法律への対応
について
 - (3) 本会組織の再編について
 - (4) その他

□法務部会 (zoom)

- 1 と き 令和2年11月18日(水)
- 2 出 席 者 松島副会長、柳澤部長、
古谷副部長、山田部員
- 3 会議事項
 - (1) 金融機関との提携について
 - (2) 会員の問い合わせについて
 - (3) 今後の法務部事業について
 - (4) その他

□佐久地域振興局訪問

- 1 と き 令和2年11月18日(水)
- 2 と ころ 佐久市、佐久地域振興局・佐久農
業農村支援センター・佐久建設事
務所
- 3 出 席 者 赤羽農林建設部長、藤森農林建設
部員

□日行連関地協連絡会

- 1 と き 令和2年11月19日(木)、
20日(金)
- 2 と ころ 成田市、ホテルマイステイズプレ
ミア成田
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、松島各副会長、
宮下総務部長

4 分科会

- (1) 会長会
- (2) 市民法務業務
- (3) 総務関係

□ADRセンター会議

- 1 と き 令和2年11月20日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田センター長、深澤副センター
長、二瓶運営委員
- 4 会議事項
 - (1) 12月のADR研修会の運営について
 - (2) 規程の見直しについて

□日本ADR協会主催設立10周年 記念シンポジウム (zoom)

- 1 と き 令和2年11月20日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田センター長、深澤副センター
長、二瓶運営委員
- 4 内 容 ビジネスとしてのADRの可能性

□外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和2年11月24日(火)
- 2 と ころ 長野市、東京入管長野出張所
- 3 出 席 者 赤羽副会長、春日国際部長

□農林建設部会

- 1 と き 令和2年11月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽部長、奈良木副部長、藤森、
上島各部員
- 4 会議事項
 - (1) 経営継続補助金にかかる業務の委託につい
て
 - (2) 各地域振興局訪問の報告
 - (3) 林業の業務について

(4) その他

県農政部農村振興課訪問

- 1 と き 令和2年11月30日(月)
- 2 と ころ 長野市、県庁
- 3 出 席 者 赤羽農林建設部長、奈良木農林建設副部長

国際部会

- 1 と き 令和2年12月1日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、春日国際部長、三浦副部長、宮本部員
- 4 会議事項
 - (1) 外国人材受入企業サポートセンター設置事業について
 - (2) 研修会の実施について
 - (3) その他

正副会長会 (zoom)

- 1 と き 令和2年12月2日(水)
- 2 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長
- 3 会議事項
 - (1) 理事会及び支部長会議の議題について
 - (2) その他

ADR 研修会

- 1 と き 令和2年12月3日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員、会員26名
- 4 内 容 調停事例と紛争解決について
- 5 講 師 弁護士 長瀬 孝浩 先生
(長野県弁護士会)

正副会長会 (zoom)

- 1 と き 令和2年12月7日(月)

2 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長

- 3 会議事項
 - (1) 理事会及び支部長会議の議題について
 - (2) その他

中間監査

- 1 と き 令和2年12月9日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 林、小林各監事、山本会長・政連会長、宮下総務部長、赤羽政連幹事長
- 4 監査執行状況
令和2年4月1日から令和2年11月30日までの業務推進状況及び、一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。
監査結果については、12月11日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

在留資格に関する事務指導・社会人ワーキングセミナー

- 1 と き 令和2年12月9日(水)
- 2 と ころ 松本市、丸の内ビジネス専門学校
- 3 出 席 者 赤羽副会長

正副会長会

- 1 と き 令和2年12月11日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 理事会及び支部長会議の議題について
 - (2) その他

理事会及び支部長会議

- 1 と き 令和2年12月11日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水各副会長、佐藤、渡邊、柳澤、関、上島、赤羽、春日、深澤、岡田、一之瀬、奈良木、宮下、古谷、和田、高田各理事、大槻運輸交通部長、向田選挙管理委員長、林、小林各監事、若林、小口各支部長
- 4 会議事項
 - (1) 中間監査報告について
 - (2) 組織の再編について
 - (3) (一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
 - (4) 令和4年新年賀詞交歓会日程(案)について
 - (5) その他
- 5 報告事項
 - (1) 令和3年度会長選挙日程について
 - (2) 令和3年新年賀詞交歓会の中止について
 - (3) その他

広報監察部会

- 1 と き 令和2年12月14日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、和田部長、土屋、五味、吉田各部長
- 4 会議事項
 - (1) 会報150号の発行について
 - (2) 行政書士記念日について
 - (3) その他

在留資格に関する事務指導・ 社会人ワーキングセミナー

- 1 と き 令和2年12月15日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野平青学園
- 3 出 席 者 春日国際部長

在留資格に関する事務指導・ 社会人ワーキングセミナー

- 1 と き 令和2年12月16日(水)
- 2 と ころ 北安曇郡池田町、日本アルプス国際学院
- 3 出 席 者 赤羽副会長

第5回封印管理委員会

- 1 と き 令和2年12月17日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部長
- 4 会議事項
 - (1) 丁種出張封印更新研修の総括と今後の方向性について
 - (2) その他

グローバルキャリアフェア in 長野

- 1 と き 令和2年12月19日(土)
- 2 と ころ 長野市、長野市生涯学習センター
- 3 出 席 者 春日国際部長

台風19号災害の被災者に対する 建築・住宅に関する総合相談会

- 1 と き 令和2年12月19日(土)
- 2 と ころ 長野市、柳原総合市民センター
- 3 出 席 者 宮下長野支部長

外国人材受入企業サポート センター打ち合わせ

- 1 と き 令和3年1月4日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽副会長、春日部長

災害時における被災者支援に関する協定書について

佐久支部広報部長 山田 訓之

この度、佐久支部では小諸市（11月13日）および佐久市（11月19日）と「災害時における被災者支援に関する協定」を締結いたしました。以前より支部事業の一環として協定締結を目指して参りましたが、昨年度の台風19号による災害に見舞われたことで一時中断しておりました。しかしながら、被災時に一早く支援の申し出を行い、上田支部有志の方々のご協力も頂き積極的に支援をした結果、今回の協定締結となりました。



佐久市においては他土業からの同様の協定要請があったようですが、昨年度の支援活動を評価していただき「まずは行政書士会」とのお考えから優先して結ぶことが出来ました。

昨年の支援内容は佐久市、支援員共に意思疎通等多くの課題が残りましたが、この経験を十分に生かした内容を締結することが出来ました。特に「平常時からの連携」の条項を設け、よりスムーズな支援を行えるよう双方の努力義務が明記されております。既に、佐久市においては早々に交流をとの申し出をいただいております。また、佐久管内のその他の市町村においても締結に向けた協議を随意行っております。



結びに、この協定が、役に立つ日が来ることを願いつつ平時から行政職員と互いの理解を深め、連携強化を図って参りたいと思います。



新年のご挨拶

長野県行政書士政治連盟

会長 山本 準一

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

さて、去年は8月に安倍総理が突如として辞任を表明し、7年8ヶ月の長期政権であった安倍政権が終焉しました。そして菅政権に代わりました。

今年には去年の暮れに羽田雄一郎参議院議員が逝去されたことにより4月に参議院補欠選挙が行われる予定です。また、衆議院議員の任期が10月に迎えるため必ず解散総選挙があり、二つの国政選挙が行われる年です。

一昨年12月に公布されました「行政書士法の一部改正する法律」が愈々6月4日から施行されます。そして今、菅内閣においては行政改革の一環である行政手続のデジタル化が猛スピードで行われようとしています。本政治連盟はこのことを逆手に、むしろ追い風として行政書士業務に円滑に取り込んでいけるよう情報収集し、国会議員等へ支援要請して参る所存であります。

本年はコロナ禍での状況の中で国政選挙を二つ控え大変な時期ですが、会員の皆さまのご協力をお願いいたします。

結びに本年も会員の皆さまにとって最良の年となりますことをご祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

日政連の広角的活動を求めての長野県の政連活動

長野県行政書士政治連盟

幹事長 赤羽 公彦

明けましておめでとうございます。

長野県行政書士政治連盟は、ミクロ的には県レベルの共通の目的達成の為に同じ行動をとることを誓うことに他ならないが、昨年6月30日に日本行政政治連盟の幹事の任に当たるに際し、行政書士会の力感的な前進を図ることの重要性を感じる事となる。

行政書士法の多くが議員立法の手続きを要するという中にあって、政治の本質であるダイナミズムの実効性を必要とする故に全体構造的動きが求められる。

行政書士業は、官公署への許認可業務が根幹にあるが実に幅広い範囲を有するが総務省はじめ多くの行政官庁との関わりがあり、精力的な動きの中で職域を問わず業務範囲拡大を念頭に於いての行動の必要性がある。

県に於いては、令和2年11月4日に自民党県議団の中、県議会議長小池清議員、自民党県議団幹事長垣内基良議員以下7名の皆様方の御出席を賜わり、昨年に引き続いての非行政書士の行政書士業務が、多くの皆様の御尽力により減少しつつあるも今尚横行の現実があることを否定し得ず、山本準一会長の御指命により冒頭御話しをさせて戴くことと相成りました。県議として県の建設事務所、農業委員会等に対し非行政書士の排除に向けた具体的な行動を期待すると共に実効性の重要性を求めました。今後の動きに大いに期待したいと思う。

又、自民党に限らず他の党との連携の必要性も感ずるところであり全党的活動が必要であると考えます。



山本政連会長あいさつ



県政等懇談会

因みに昨年、長野県選出の衆議院議員後藤茂之氏、宮下一郎氏、務台俊介氏、井出庸生氏に長野県行政書士政治連盟の要請を幾度となく御要請をしたところ顧問を御引受け戴くこととなった。このことに関しては心より厚く御礼申し上げたい。

尚超党派的動きはもちろんのこと広範囲な活動をしていく必要がある。

千曲市長・市議会議長を表敬訪問

長野県行政書士政治連盟

副会長 松島 茂行

去る12月21日、県政治連盟山本会長・赤羽幹事長・松島副会長が令和元年に新しくなりました千曲市庁舎を訪れ、我々行政書士の仲間であり、小川修一千曲市長・和田英幸市議会議長を表敬訪問しました。当日は、先ず、小川市長と懇談を行い、小川市長から台風19号災害時の支援等に関する御礼の言葉があり、山本会長から災害時における被災者支援に関する協定の締結や行政書士の活用について要請を行い、小川市長からは出来る限りの協力をしたとのお言葉をいただきました。その後は、和田議長から、新しくなった議会棟の案内をしていただきました。なお、今回の訪問では、前回の市議会議員選挙で初当選されました田中秀樹会員も同行して頂きました。



表敬訪問



左から田中議員、和田議長、山本会長、小川市長、赤羽幹事長、松島副会長、木内事務局長



市長室にて



議長室にて

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者—

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
伊那支部	2. 10. 15	征矢 俊彦	上伊那郡南箕輪村	諏訪支部	2. 11. 1	五味 睦和	茅野市
長野支部	2. 10. 15	藤井 美喜	長野市	長野支部	2. 10. 15	藤井 寛二	長野市
松本支部	2. 11. 1	金安 俊哉	松本市	松本支部	2. 11. 15	原 由美	塩尻市
松本支部	2. 12. 1	丸山 正行	安曇野市	長野支部	2. 12. 1	春原 義昭	千曲市
長野支部	2. 12. 15	宮寄 忍	長野市	長野支部	3. 1. 1	太田 直樹	長野市
長野支部	3. 1. 1	宮本 裕満	上水内郡飯綱町				

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
松本支部	寺島 徹	2. 10. 22	伊那支部	吉江 寿幸	2. 10. 26	長野支部	牛田 宰	2. 10. 31
松本支部	石津沙也加	2. 10. 27	松本支部	横川 正明	2. 11. 30	諏訪支部	小口 一成	2. 11. 30
長野支部	山崎 岳彦	2. 12. 24						

—単位会変更—

東京都行政書士会より移転 (R2. 11. 1) 松本支部 大賀 旭

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

笠原 邦義 殿 (伊那)

令和2年12月

編 集 後 記

毎年年末に一年の世相を表す漢字一字が発表されます。2020年は「密」が選ばれました。

新型コロナウイルスの感染防止に『密閉・密集・密接』の「3密」を避けるよう提唱され、私たちの日々の暮らしも「密」を意識せざるを得なくなりました。

これまでは「三密」と記せば真言密教に説かれる三つの密である『身密・口密・意密』を表したものです。それぞれ「身体・行動」、「言葉・発言」、「心・考え」などと解説され、それは今の時代に通じる解釈もできそうです。

感染を防ぐように行動し、感染者や医療従事者を中傷するような発言はしない、誤った情報に振り回されることなく心穏やかに過ごす…。

次号がみなさんに届く頃には、世の中の状況が好転していることを願うばかりです。

(広報監察部 吉田 靖史)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会

長 山本 準一

編集者 広報監察部長 和田 英幸

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。



藤木 直人

行政書士は 頼れる街の法律家

行政書士制度は70周年を迎えます

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

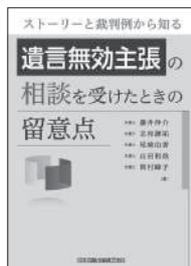
後援：**総務省**
長野県



令和2年度 行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

【新刊図書のご案内】

相談時、資料収集、資料の検討等の初期段階手続を、書式を含めて解説！
近年の遺言無効訴訟における、31の重要裁判例も紹介！



ストーリーと裁判例から知る 遺言無効主張の 相談を受けたときの留意点

藤井伸介・志和謙祐・尾崎由香・山田和哉・岡村峰子 著
2020年12月刊 A5判 332頁 定価3,630円(本体3,300円)

「年齢に対する評価」「私病（例：認知症）・既存障害」ほか、
高齢者特有の問題を含めて徹底解説！



判例にみる高齢者の交通事故 高齢被害者の損害と高齢加害者の責任

古笛恵子 編著
2020年11月刊 A5判 440頁 定価5,060円(本体4,600円+税)

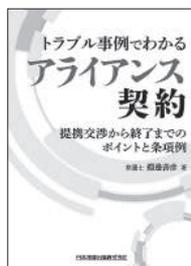
作成・審査のポイントがわかる！
実務の流れの順に押さえるべき条項とポイントを解説！



現代型ビジネスシーン別 契約条項例とチェックポイント

出澤秀二・丸野登紀子・大賀祥大 著
2020年11月刊 A5判 336頁 定価3,850円(本体3,500円)

アライアンス（提携）を法的な観点から成功に導くために
トラブル事例とその解決策・予防法を解説！



トラブル事例でわかる アライアンス契約 提携交渉から終了までのポイントと条項例

淵邊善彦 著
2020年11月刊 A5判 268頁 定価3,080円(本体2,800円)



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo